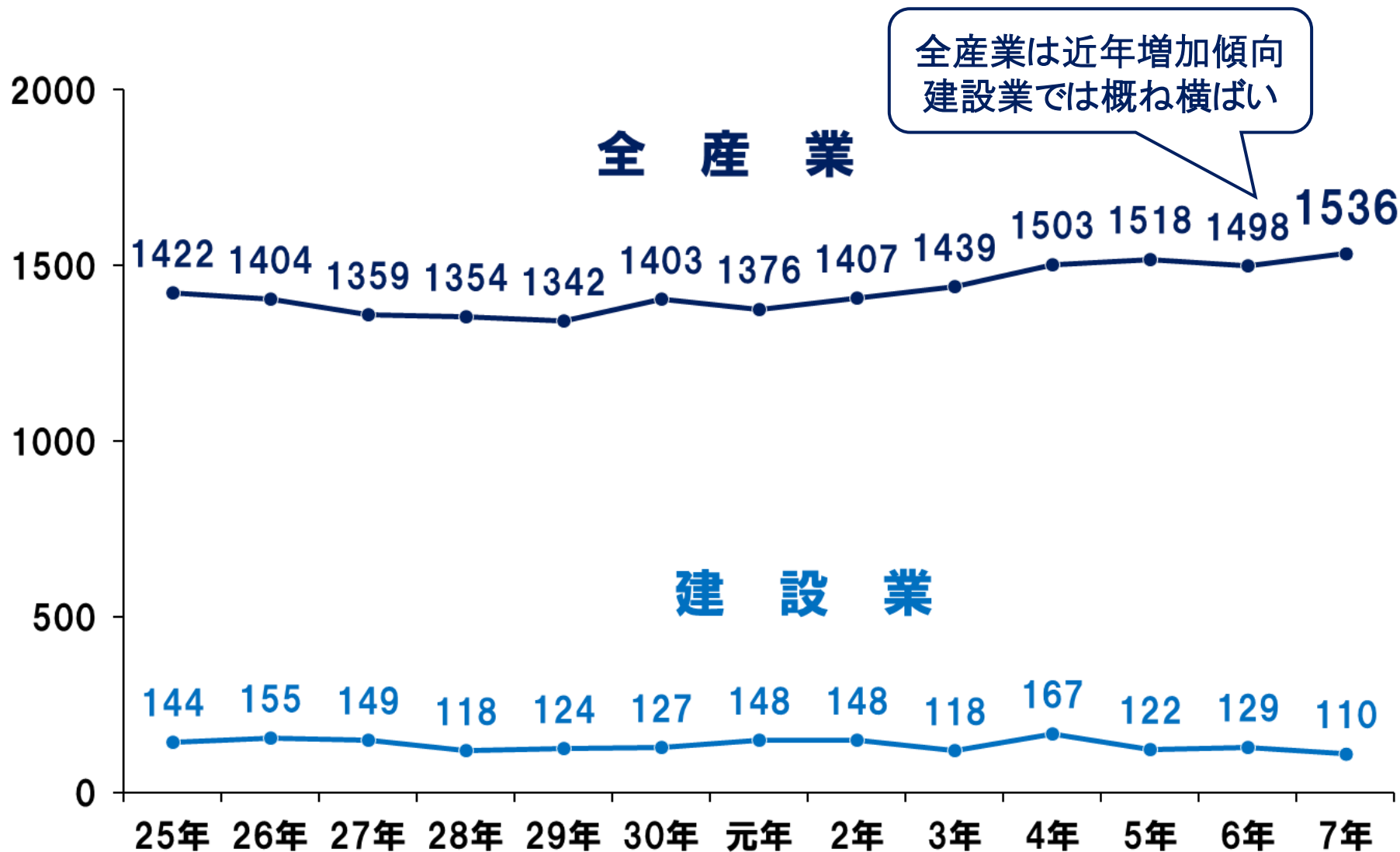


建設業における 労働災害防止対策

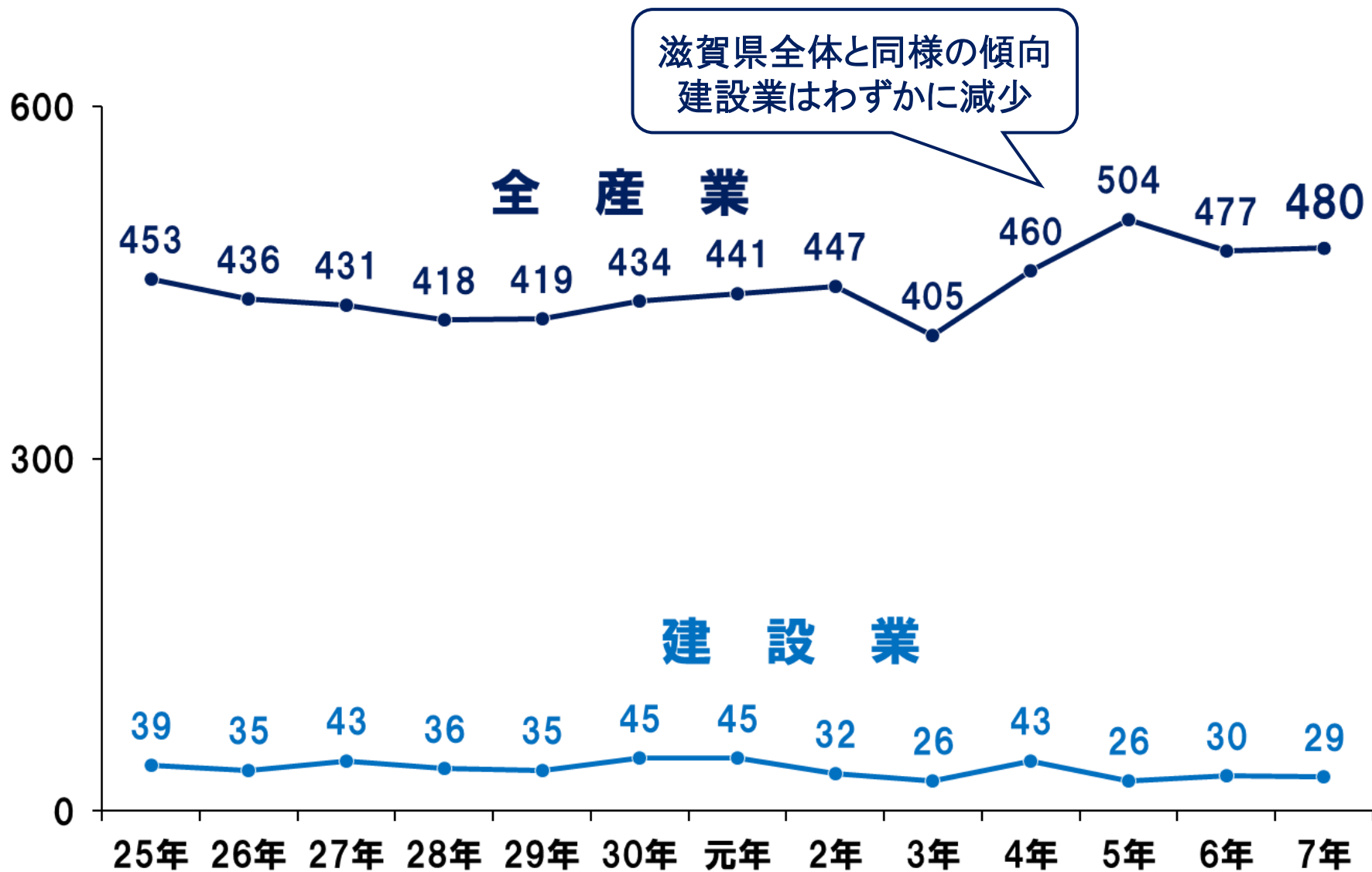
東近江労働基準監督署

労働災害発生状況

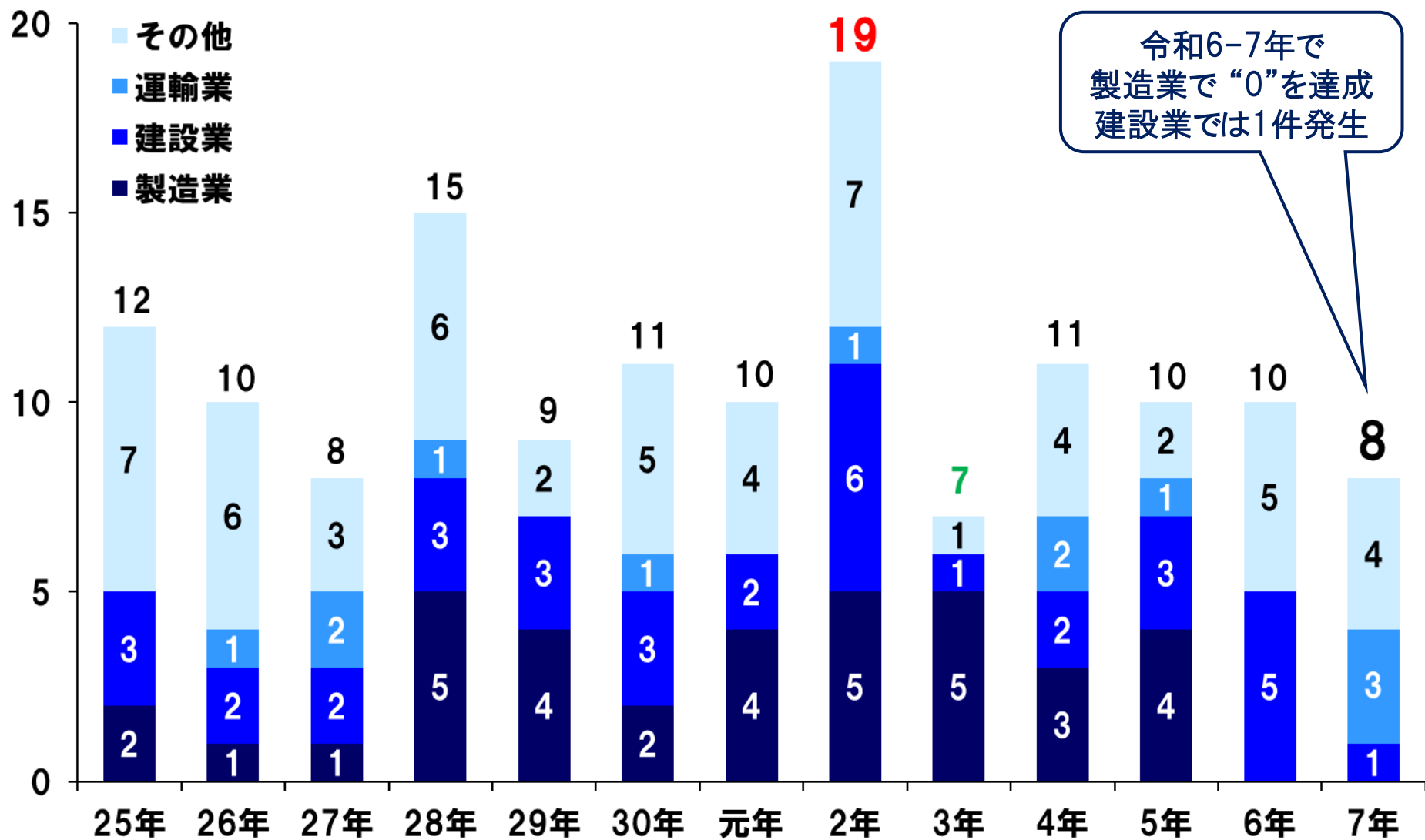
休業災害発生状況の推移(滋賀県)



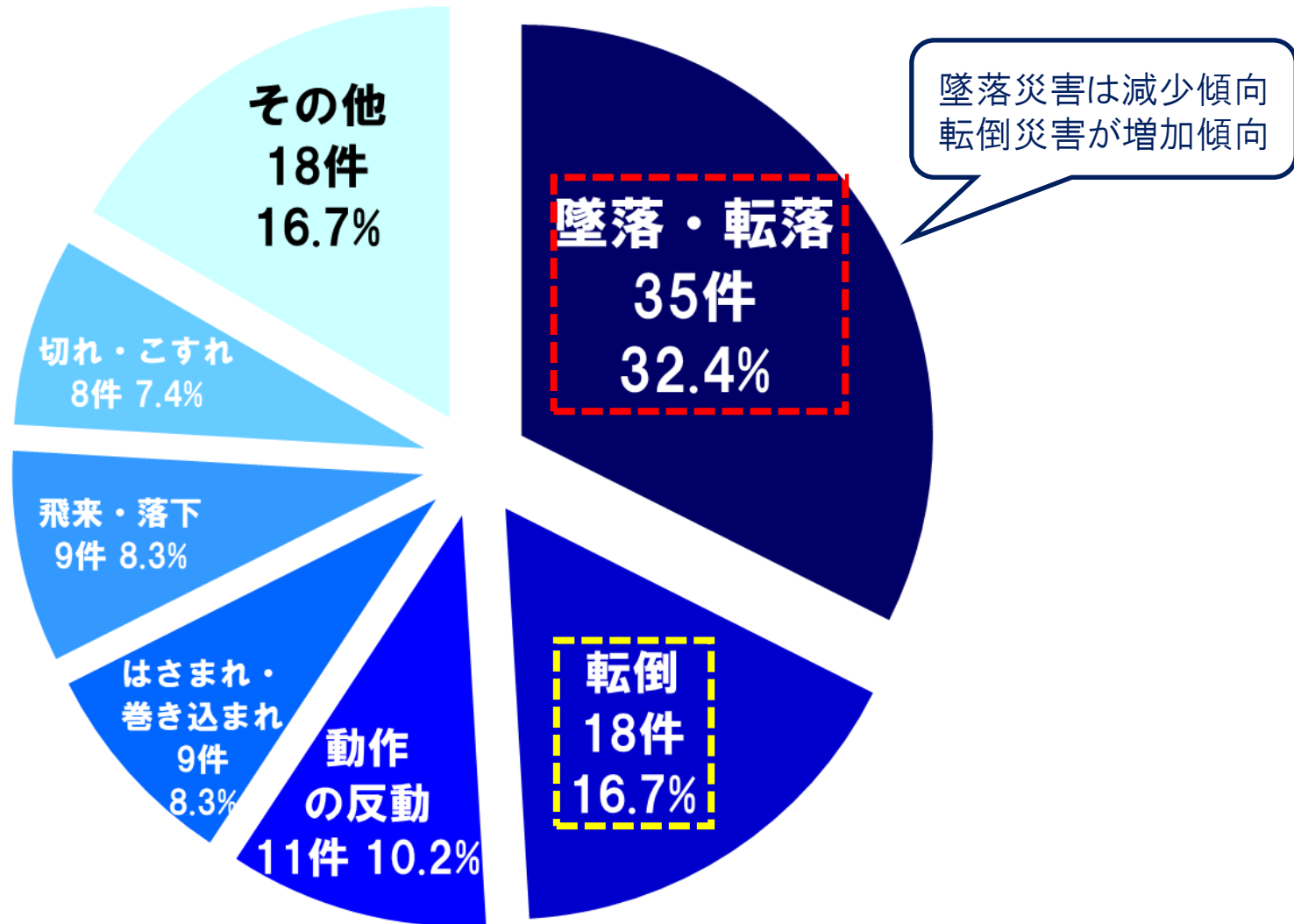
休業災害発生状況の推移(東近江署)



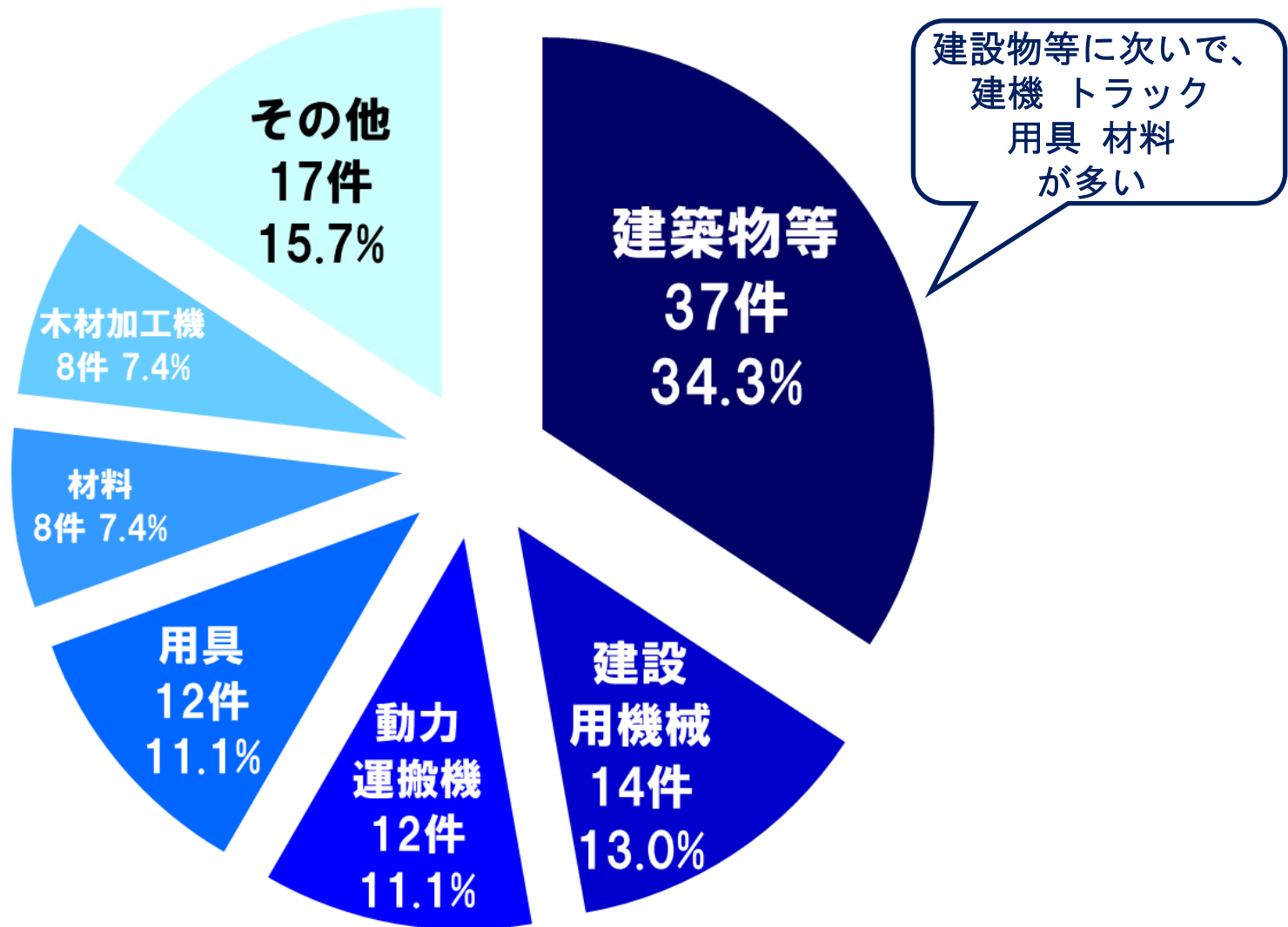
死亡災害発生状況(滋賀県)



事故の型別災害分析(滋賀県、建設業)



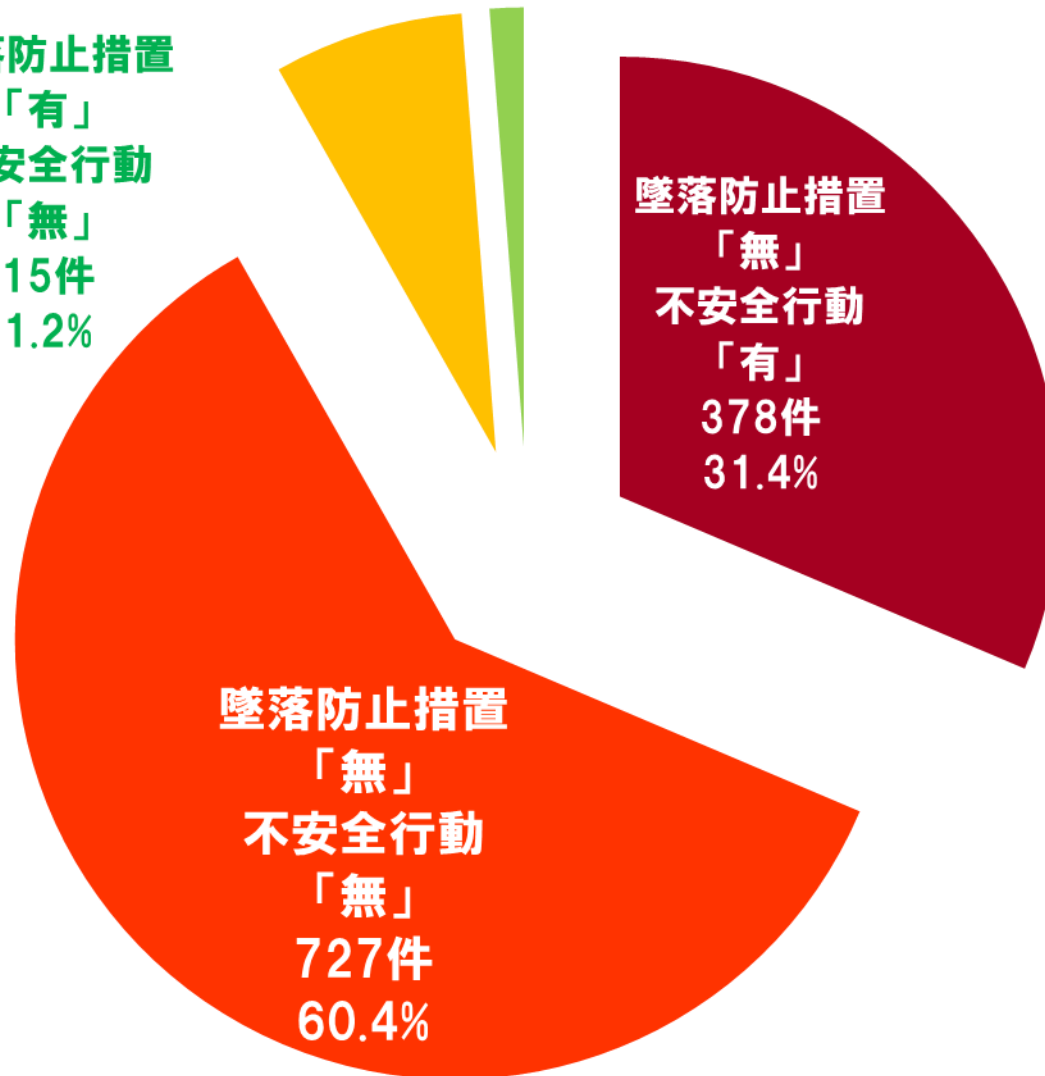
起因物別災害分析(滋賀県、建設業)



墜落災害発生箇所の安全措置(全国)

墜落防止措置 「有」	墜落防止措置 「有」
不安全行動 「有」	不安全行動 「無」
84件	15件
7.0%	1.2%

墜落防止措置
が有り、
不安全行動も
なかった災害
は1.2%のみ



令和7-8年 建設関連死亡災害発生状況

- 墜落災害：1件
- 重機災害：1件
- 窒息災害：1件（2名被災）

その他、警備員が被災する交通労働災害が発生

死亡災害事例①

◆ 令和7年6月発生（建設業）

被災者は、マンション新築工事現場において、配管設置業務に従事していた。

約10kgの配管材を持ち、各階の設置場所に運搬する作業を行っていたが、1階エレベーター乗場付近を通りがかった別の作業者が、エレベーターピット内で流血して倒れている被災者を発見したものの。

エレベーターは施工前の状況であり、昇降路、各階入口が開口部となり、手すり等が設置されていなかったもの。

高所作業に係る安全対策

◆墜落による危険の防止(安衛則第518条)

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場等を設置**しなければならない。

また、高さが2m以上の箇所にある、作業床の端、開口部には、**手すり、囲い等を設置**しなければならない。

上記の足場等の設置が困難な場合、安全帯等の墜落防止措置を行わなければならない。

死亡災害事例②

◆ 令和8年5月発生（道路建設工事業）

高速道路の舗装修繕工事において、被災者は、路面清掃車両（スィーパー）の後方で掘削面の深さを計測していた。

スィーパーが後退したところ、被災者と接触、車両下部に巻き込まれ、10m程度引きずられたことで、外傷性ショックにより死亡したもの。



死亡災害事例③

◆ 令和8年5月発生(土木工事業)

地下の農業用水路を廃止するため管内にセメント系材料を充填する作業が行われていた。

被災者2名は、ピット内（廃止管の端部付近）において重点状況の監視業務に従事していたが、何らかの原因により、充填剤であるセメント系材料を浴び、全身をのまれる形で倒れ、埋もれることとなり、窒息により死亡したものの。

墜落災害防止対策

高所作業に係る安全対策

◆墜落による危険の防止(安衛則第518条)

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**足場等を設置**しなければならない。

また、高さが2m以上の箇所にある、作業床の端、開口部には、**手すり、囲い等を設置**しなければならない。

上記の足場等の設置が困難な場合、墜落制止用器具等による墜落防止措置を行わなければならない。

命綱 G O 活動

滋賀県内の建設業における労働災害件数は、近年では増減を繰り返しつつ、比較的低水準で推移しているものの、**墜落・転落型の災害の占める割合は増加傾向にある。**

安全帯（墜落制止用器具）は命をつなぐ大切な「**命綱**」であり、安全帯使用の重要性を認識し、**墜落・転落**のおそれのある箇所での使用を徹底し、**墜落・転落**災害の大幅な減少を目指して、「**命綱 G O 活動**」を展開する。

命綱 使ってつな G O 大切な命

命綱G O活動の実施事項

- 墜落制止用器具の着用と作業開始前の唱和
「安全帯ヨシ！」 「いのちつなごうヨシ！」
- 墜落制止用器具の点検
墜落制止用器具も損傷、老朽化するため（現場で使用されていた者の1/4に問題が認められたという調査結果もある）、メーカーの設定する廃棄基準に該当するものは適切に交換する。
- 親綱設置の徹底
- 二丁掛、フルハーネス型着用の徹底
- ハシゴへの安全ブロック設置
- 脚立の安全使用の徹底（天板の使用禁止）

脚立、はしご等からの墜落災害が多発

はしご、脚立は業種を問わず使用されており、建設業においても、短時間での作業、比較的低層箇所へのアクセス等にも使用されているものと思われる。

墜落災害の起因物（どこから墜落しているか）としては、はしご、脚立等は、建築物等に次いで多く、本質的な墜落災害のリスクは低いものと考えられる。

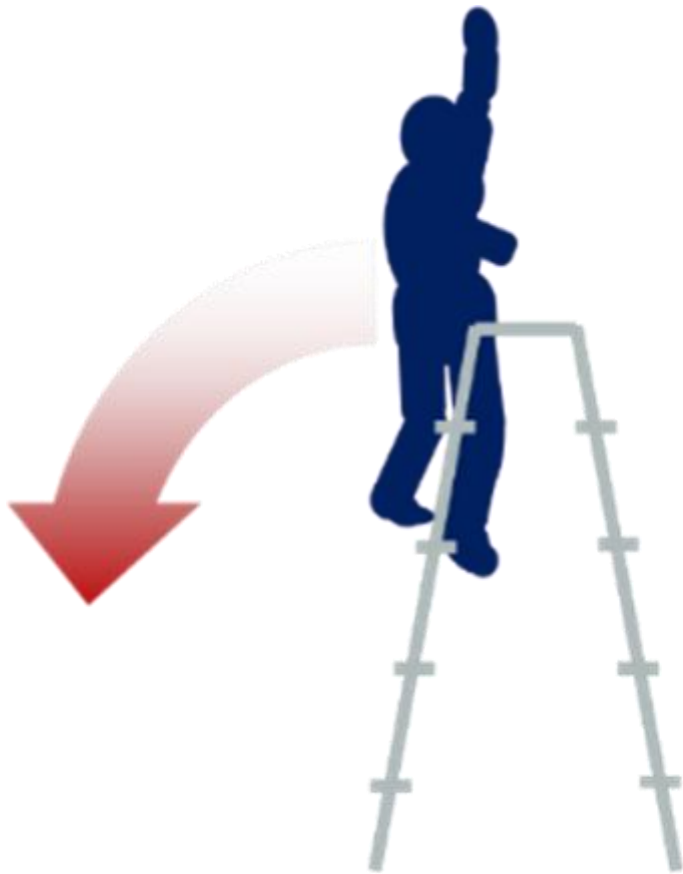
死亡災害事例

◆ 平成31年2月発生（建設業）

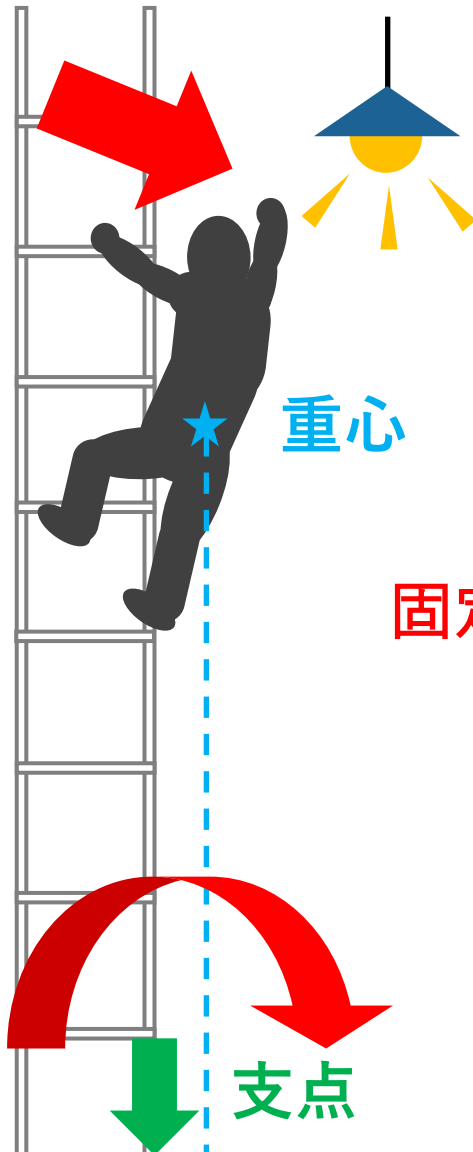
被災者は、公道脇の電柱に設置されたLED電球の交換作業に従事していた。電柱にハシゴを立てかけ、ハシゴに上り作業を行っていたが、バランスを崩し、乗っていた踏み栈から約3m墜落、頭部を打ち、死亡したものの。

災害発生原因として、安全に作業を行うことができる作業床ではない、ハシゴ上で作業を行い、安全帯を使用していなかったこと。また、ヘルメットも着用していなかったことが原因と考えられた。

脚立、はしご災害の典型例



はしごの転倒による墜落



固定されていないはしごが直立できるのは
体の重心が梯子の内側にある時のみ

体の重心が支点の外側に出ると
支点を中心に梯子が回転、転倒する

はしごは作業足場ではない

◆ 安全衛生規則第518条

高さ2m以上の箇所で作業を行う場合で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場等を設置しなければならない。

はしごは通路であり、足場ではないため、はしご上で作業は認められない。

また、脚立には手すりが存在しないため、使用が認められるのは足場の位置が2mまでの物に限定される。



より安全性が高い
「馬足場」

はしご、脚立に係る安全基準

はしご、脚立に関して労働安全衛生法上の構造規格は存在しないものの、日本産業規格や業界団体等が制定した規格、基準が存在し、適合品には、**一定の表示**が行われている。

機 材	表 示 マ ー ク			
はしご	 日本産業規格	 製品安全協会 認定品	 軽金属製品協会 はしご脚立部会	
脚 立	 日本産業規格	 製品安全協会 認定品	 軽金属製品協会 はしご脚立部会	 仮設工業会 認定合格品

はしごに関する法規制

◆労働安全衛生規則第527、556条

事業者は、はしごについては以下に適合したものでなければ使用してはならない。

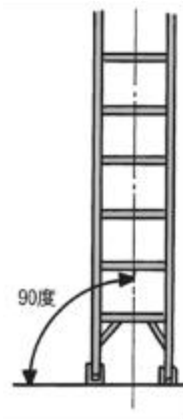
➤ 定置式はしご

- 丈夫な構造
- 踏さんは等間隔
- 踏さんと壁間の間隔
- 上端は床から60cm以上
- 坑内では5m毎に踏み棚
- 坑内では勾配80度以内

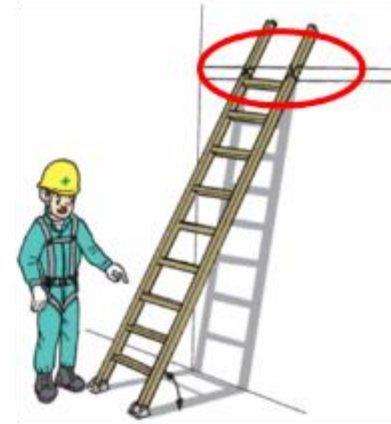
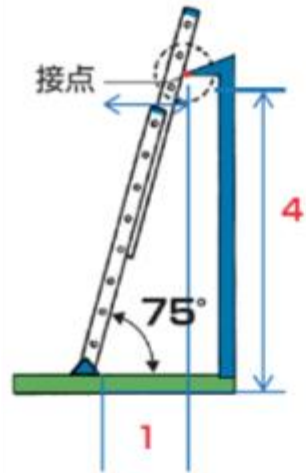
➤ 移動式はしご

- 丈夫な構造
- 著しい損傷等なし
- 支柱内幅30cm以上
- はしごの転位防止
- 踏み棧は25-35cm等間隔

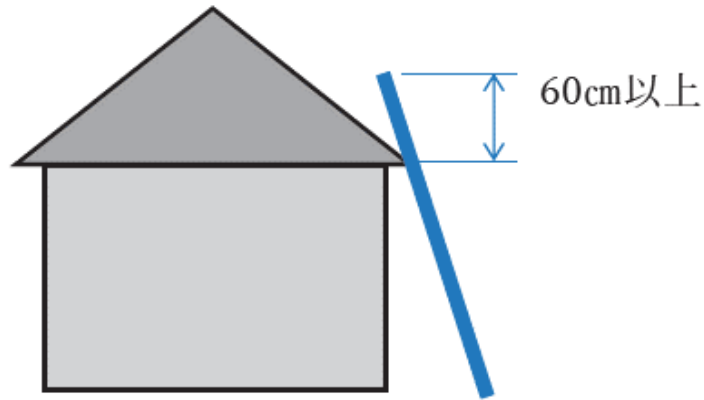
はしごの設置方法



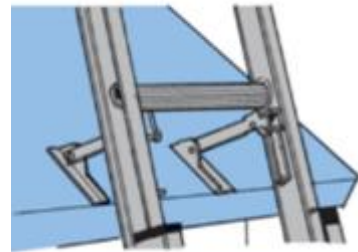
はしご設置角度



はしご上端を固定



はしごの付出



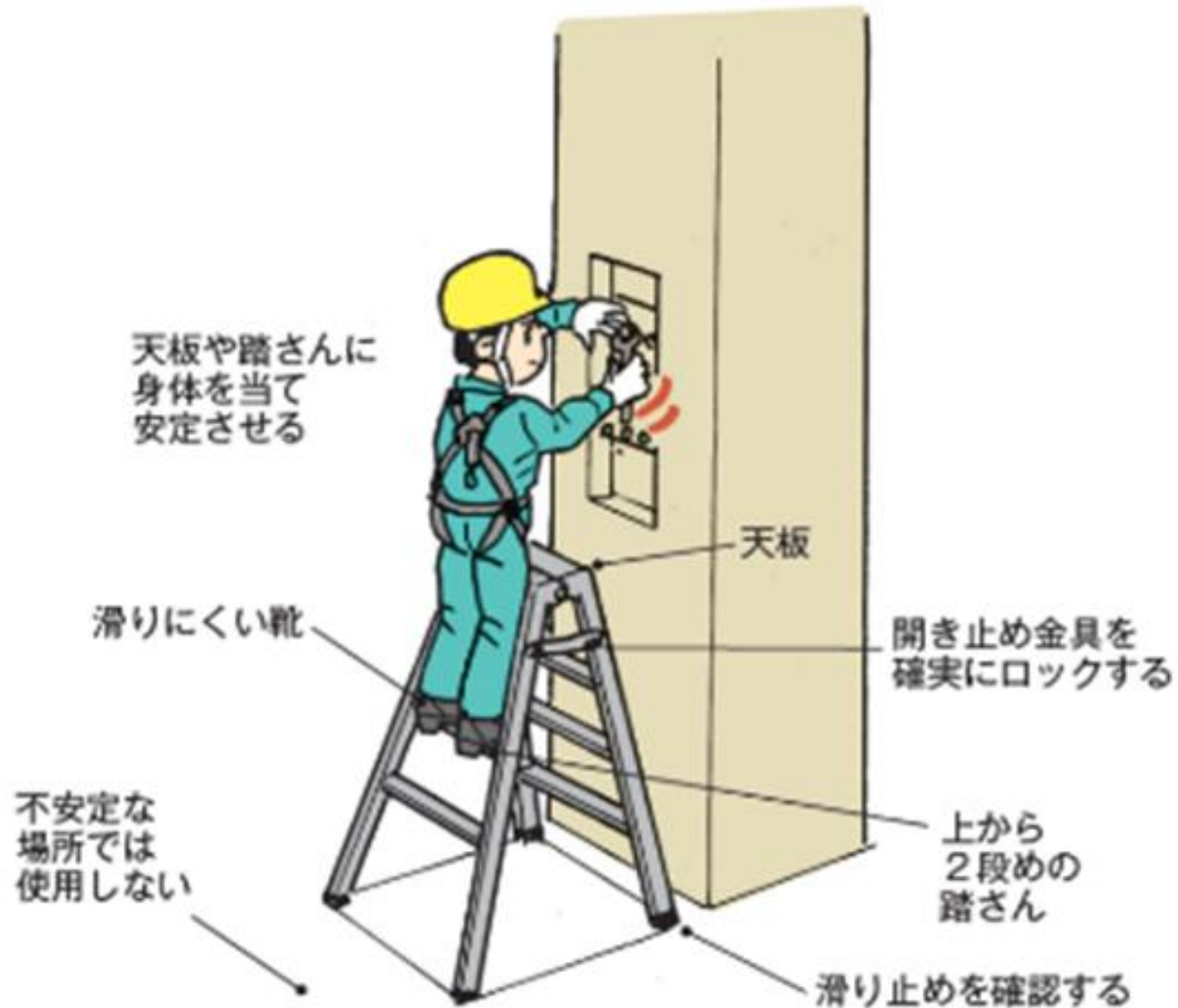
補助金具

セーフティブロック

はしご等から作業者が落下した際に地面への激突を回避する安全器具としてセーフティブロックが存在し、はしご等の上部に設置することが望ましい。



脚立の正しい使用方法



脚立の使用に係る禁止事項



設置位置が
遠すぎる



段差への
設置



台上への
設置



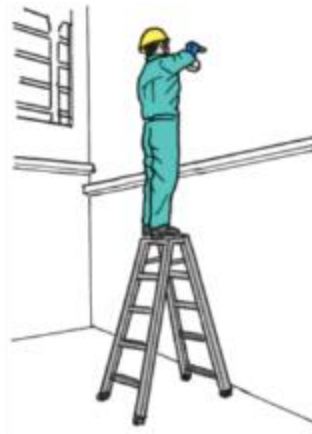
出入口付近
への設置



荷を持って
昇降しない



降りる時は
脚立側を向く



不適切な
立位置、作業方法

はしご使用前チェックシート

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



注意「シーソー」が危ない
重たい作業は必ず二人で
行ってください

「はしごや樹立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立使用前チェックシート

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年 月 日 天気（晴・曇・雨・雪）

現場名 _____ 確認担当者名 _____

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
（3段目以下がよりよい）
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生法」で定められている事項

脚立（労働安全衛生法52条第1項）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は腐し、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つ
ための金具等を要する
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要面積を有する



天板や踏みさんに
身体を当て
安定させる

天板

開き止めに
確実に
ロックする

滑りにくい
靴

上から
2段目の
踏みさん

不安定な
場所では
使用しない

滑り止めの
突起する

高さ2m以上の作業時は、登降禁止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの転落・転落災害をなくしましょう！」
（リーフレット）も確認してください。



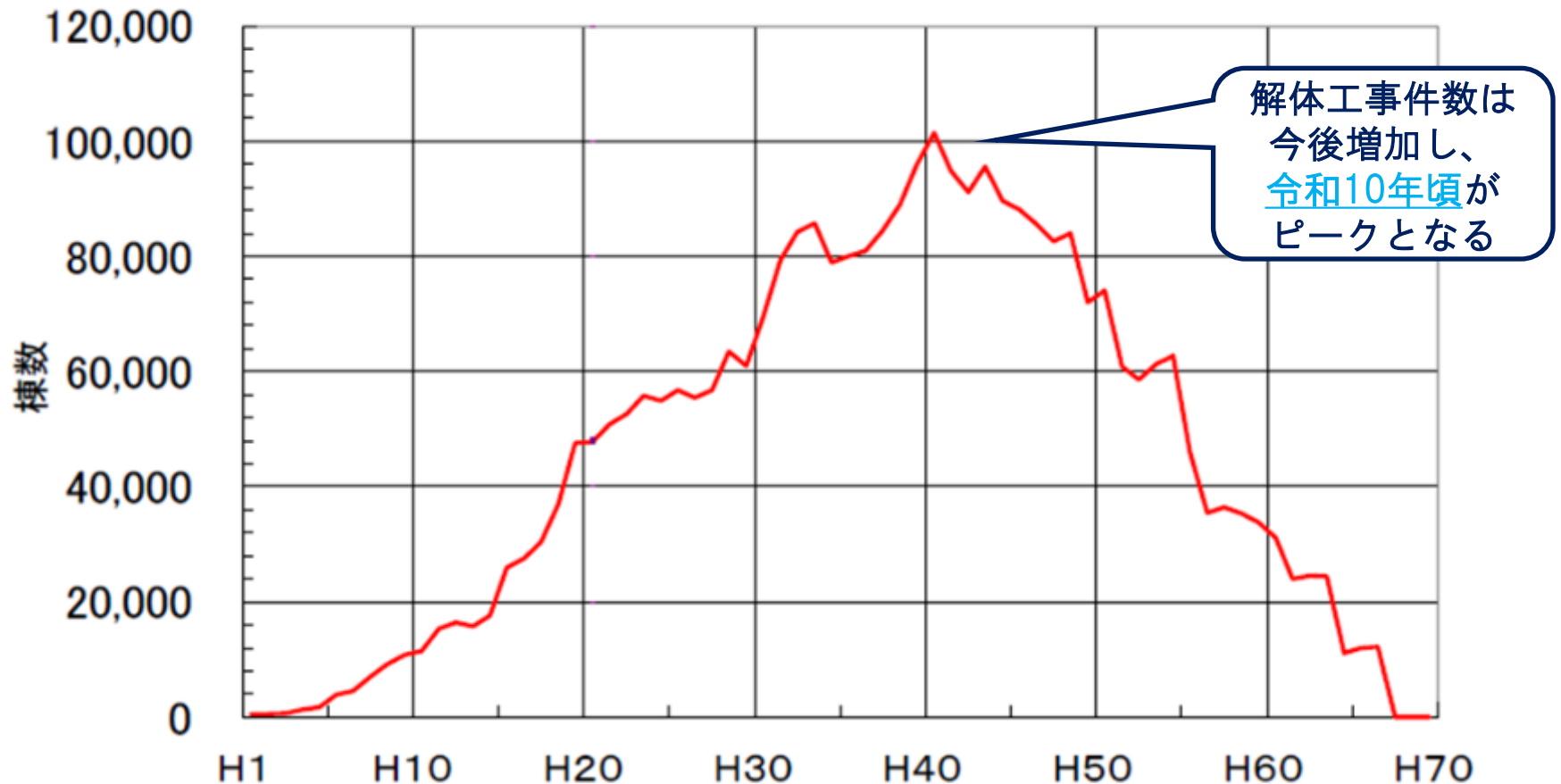
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



石綿除去工事 について (参考資料)

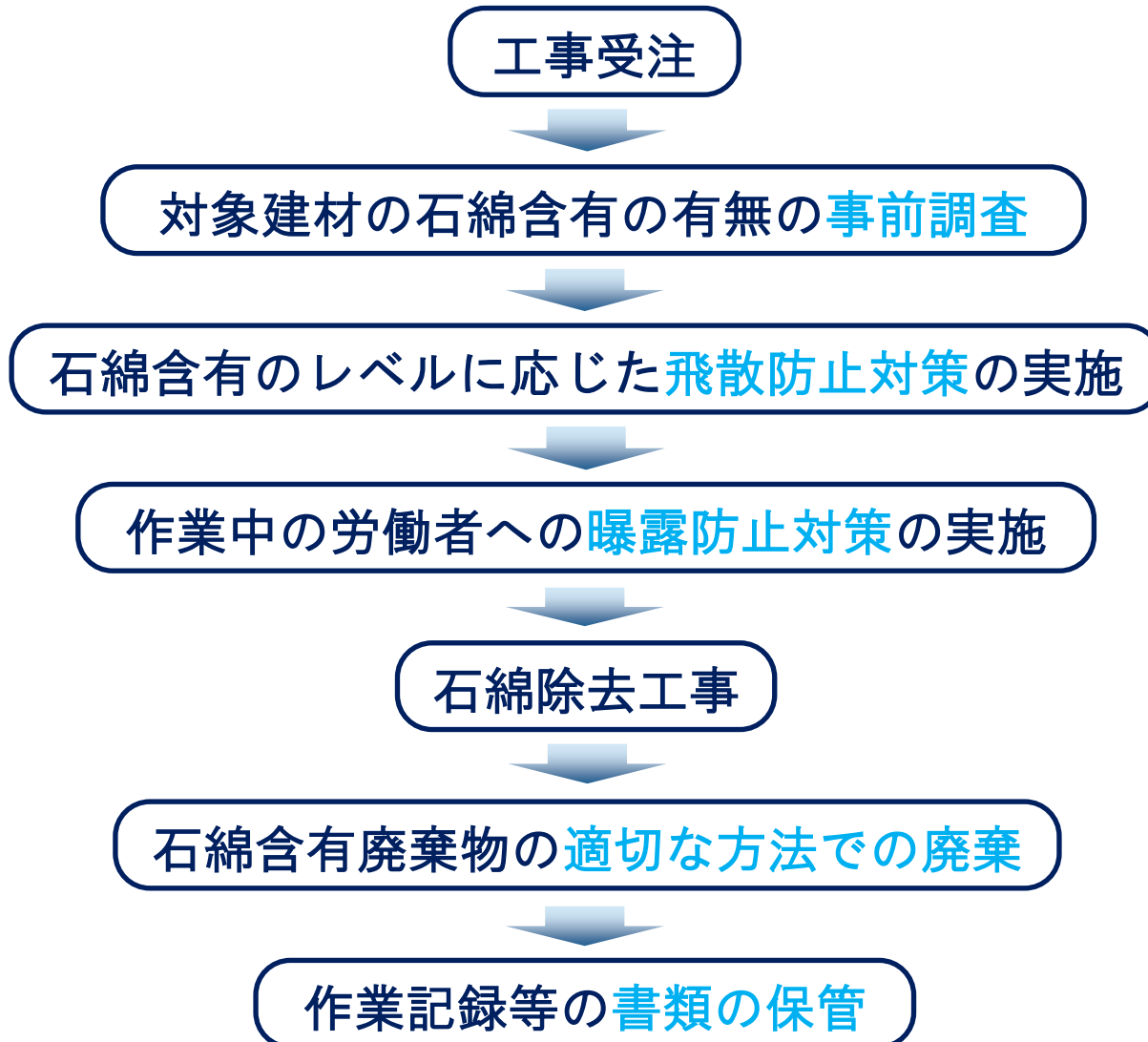
石綿対策が強化される理由

石綿を含む可能性のある建築物の解体件数（推計）



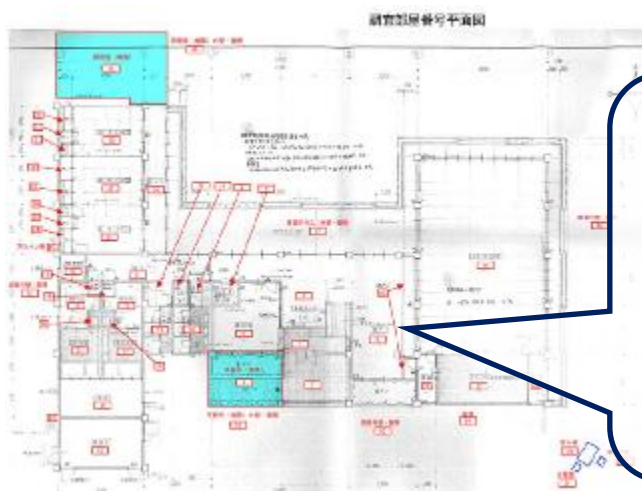
- ・対象建築物は、0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物とした。
- ・建築物は、以下の耐用年数で解体されるものとした。

石綿関連工事の流れ



建築物解体等工事に係る事前調査

- 解体、改修工事対象の**全ての部材**について、**石綿含有の有無**を事前調査する必要がある。
- 事前調査の方法として、**設計図書等の書面**、**目視による確認**を基本とし、これらの方法で石綿含有の有無の判別がつかない場合は**分析調査**を行う必要がある。



調査対象書面

- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 建築確認図
- ・ 特記仕様書
- ・ 概要書
- ・ 仕上げ表等



製品型番



a マーク

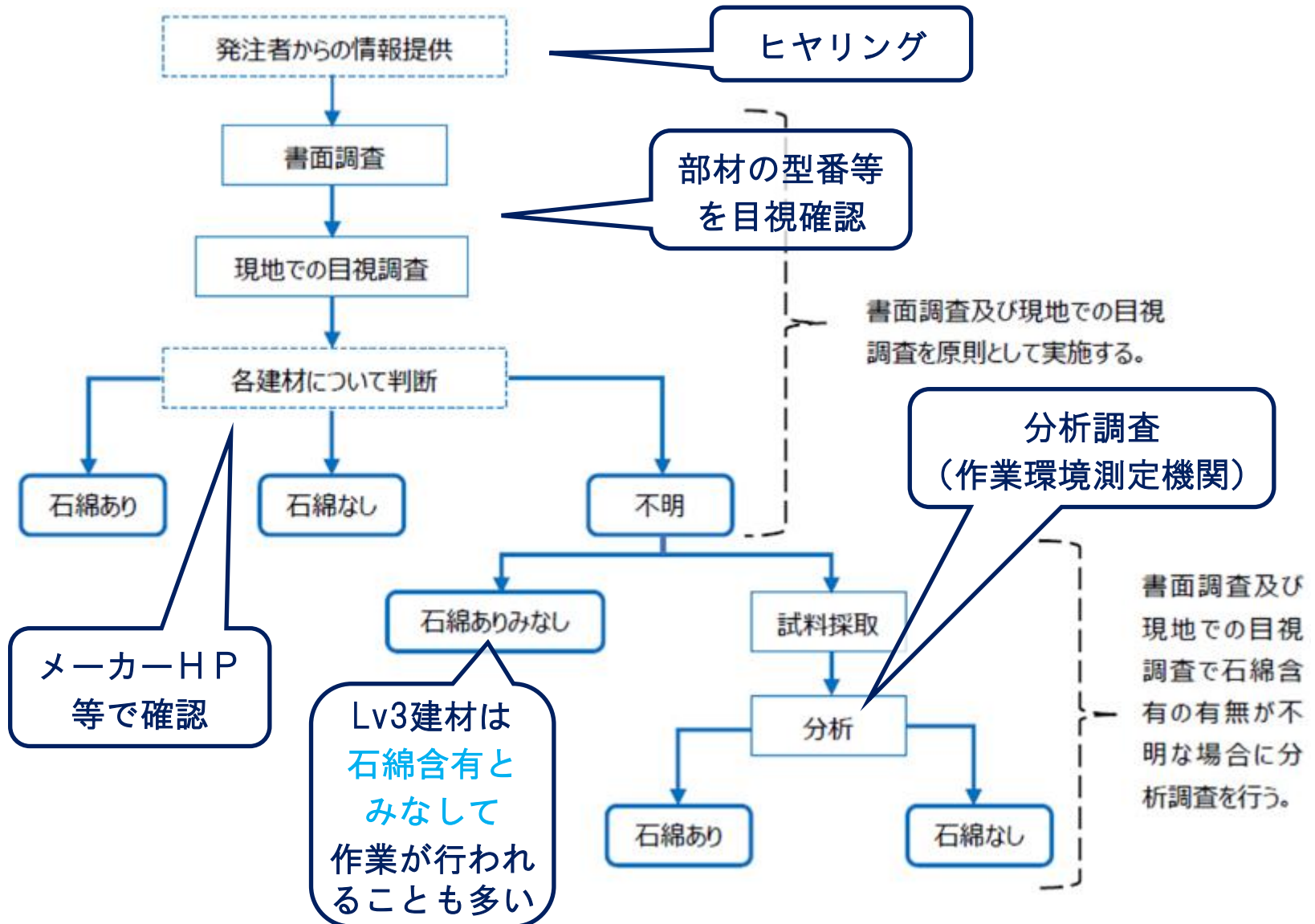
事前調査での注意事項

- 「目視」とは、単に外観を見て判断するのではなく、**現地において部材の型番等を確認**することを言う。
- 天井裏等の目視できない部分は、**目視可能となった時点**で調査を行う。
- 石綿の含有が無いと判断するためには、製品を特定した上で、**メーカーが公表している石綿含有の有無に係る情報**（HP等で公開されている）と**照合**しなければならない。
- **平成18年9月1日以降**に製造された製品は、**石綿非含有**と判断可能。

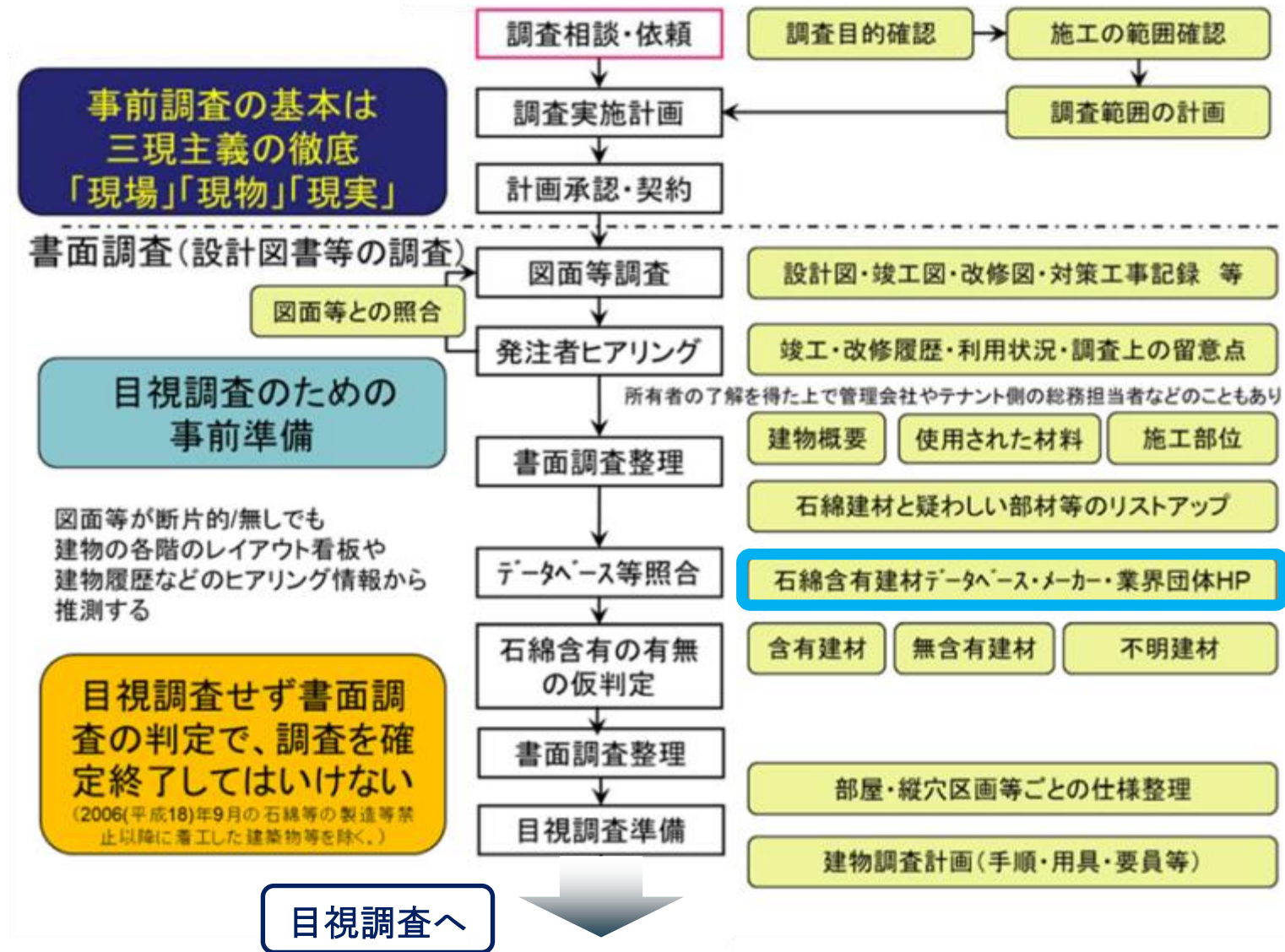
事前調査の例外

- 平成18年9月1日以降着工の建築物は、着工日の確認をもって調査とすることができる
- 木材、石材、金属、ガラス、畳、電球等は、石綿非含有であることが明らかであるため、事前調査の対象とする必要はない
- 工事対象の建築物等に極めて軽微な損傷しか与えない作業（例えば、釘を打つ、抜く作業等を想定している、電線を通すために壁に穴を開ける場合等は事前調査の対象となる）は事前調査不要
- 現存する材料等の除去を行わず、新たな部材を追加のみする場合も事前調査不要

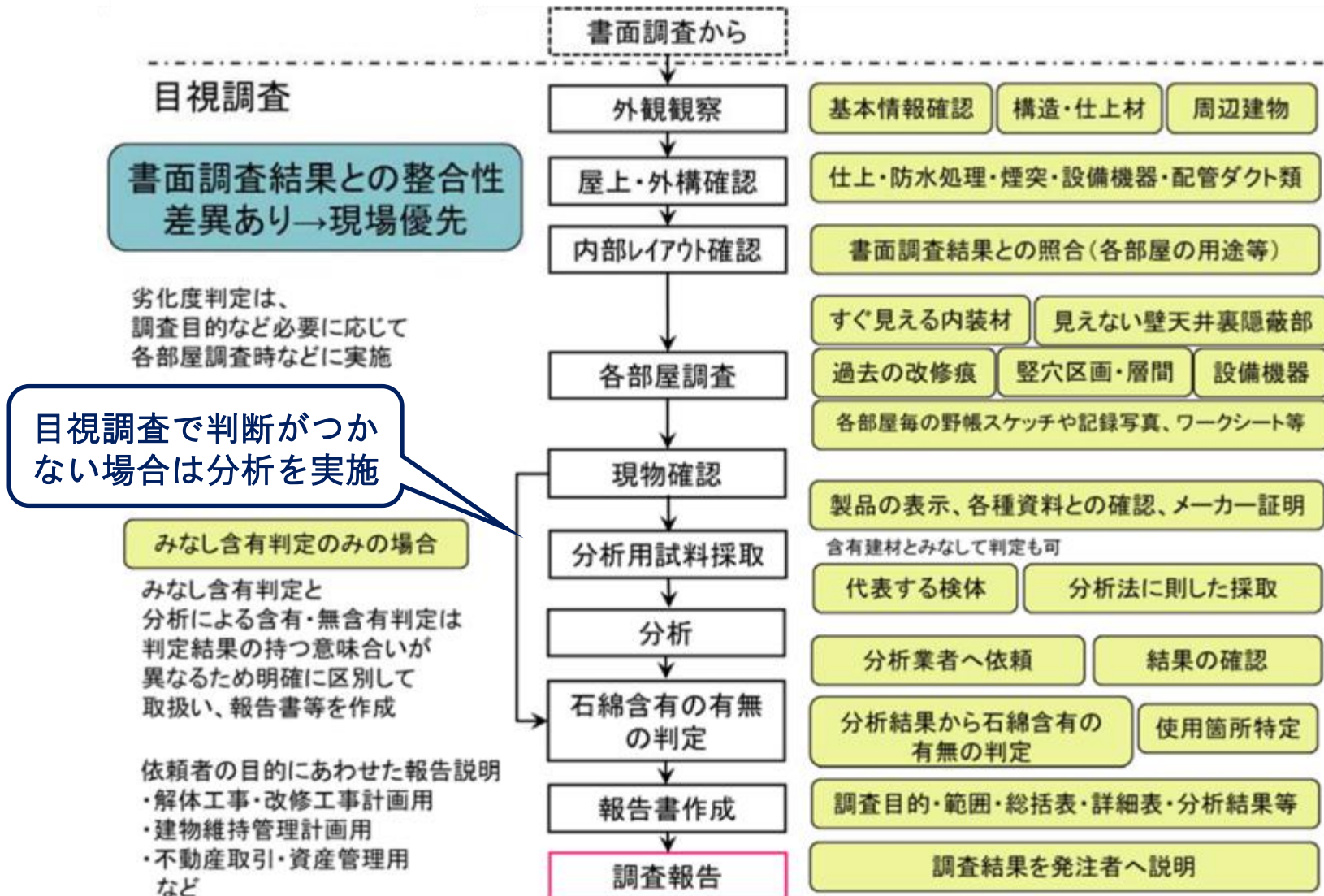
事前調査の全体の流れ



設計図書等の書面による調査



目視、分析による調査



石綿含有建材データベース



石綿 (アスベスト) 含有建材データベース



国土交通省



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

HOME

当サイトについて

関連情報

ご利用上の注意

NEWS

[ホーム](#) > 検索結果商品名一覧

検索結果商品名一覧

DBには石綿含有建材が掲載されているが、
全ての建材をカバーできている訳でないため、
対象建材がDBに無い＝石綿非含有
ではないことに注意

1件～11件 (全11件)

[ホームへ戻る](#)

[全件表示](#)

商品名 ☐	建材名 (一般名) ☐	型番・ 品番 ☐	製造時の メーカー ☐	製造期間 ☐	含有率 ☐	種類 ☐	不燃材 料認定 ☐	*注) ☐	個別情報
アスファルトタイル (マチコA)	石綿含有ビニ ル床タイル		東洋リノリウム (株)	1963～1973	20	白石綿			個別情報
マチコ スレーチップ 系統	石綿含有ビニ ル床タイル	スレーチップ	東洋リノリウム (株)	1965～1985	5～12	白石綿			個別情報
マチコ スレーチップ 系統	石綿含有ビニ ル床タイル	ミニ	東洋リノリウム (株)	1965～1985	5～12	白石綿			個別情報
マチコ スレーチップ 系統	石綿含有ビニ ル床タイル	パステル	東洋リノリウム (株)	1965～1985	5～12	白石綿			個別情報
マチコ スレーチップ	石綿含有ビニ	ロイヤル	東洋リノリウム	1965～1985	5～12	白石綿			個別情報

石綿含有建材データベース



石綿（アスベスト）含有建材データベース



国土交通省



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

HOME

当サイトについて

関連情報

ご利用上の注意

NEWS

操作説明

ホーム ▶ 建材名（一般名）とは ▶ アスベスト非含有建材

アスベスト非含有建材

石綿が含有していない製品カテゴリーの一覧はDBで公表されている

建材名(一般名)とは

以下の建材は原材料に石綿（アスベスト）を必要としていません

- ▶ 合成高分子系ルーフィングシート（JIS A 6008該当品）
- ▶ 建築用塗膜防水材（ウレタン防水）
- ▶ 粘土がわら
- ▶ ポリカーボネート板（波板、中空板、折板）
- ▶ 硬質塩化ビニル板
- ▶ FRP（ガラス繊維強化プラスチック）
- ▶ 硬質塩化ビニル雨どい
- ▶ 透湿防水シート
- ▶ 樹脂サイディング
- ▶ 木質系セメント板
- ▶ テラゾタイル
- ▶ 軽量気泡コンクリートパネル（ALCパネル）
- ▶ 火山性ガラス質複層板（V S ボード）
- ▶ 繊維板（ハードボード、インシュレーションボード、MDF）
- ▶ パーティクルボード
- ▶ プリント合板
- ▶ メラミン樹脂化粧板
- ▶ 塩化ビニル化粧板

メーカー公表の資料

一般に建材メーカーは、
製品の石綿含有の有無について
HPでの公表、相談窓口等
を設けて対応している

国産			洋産		
40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		
石綿保温材	スポンジ状	スポンジ状			
乾式吹付け	乾式吹付け石綿	プロベスト			
	吹付けロックウール	プロベスト			
湿式吹付けロックウール	プロベストウエット				
けい酸カルシウム保温材	シリカボード、カパー				
船舶用間仕切り材	マリライト				
断熱材	キルナイト				
接着剤	キルボンド				
湿式目地処理剤	ASボンド				
耐火二層壁	透野耐火パイプ				
遮音耐火間仕切り材	スタッドレスパネル				
けい酸カルシウム板第二種	ケイカライト				
けい酸カルシウム板	ハイラック アスベスト セルストン等	愛知			
		水島			
		茨城			
		大阪			
繊維強化石膏板	エフジーボード	一般品			
		特殊品			
	セルジーボード				
サイディング材	カパー				
摩擦材料	ブレーキ、クラッチ等				
シール材料	ジョイントシート等				
スレート波板	大波板等				
スレートボード	フレキシブルボード セルフレックス等	石岡			
		水島			
		東北			
		茨城			
		名古屋			
セメント円筒	セメント円筒				
住宅用屋根材	フルベスト				

石綿含有製品
 生産時は無石綿製品であったが、法改正により無石綿製品と石綿含有製品の両方の可能性がある製品
 無石綿製品

建材情報の読取（裏面調査）

成形板等の裏面等には、製造メーカー、商品名、不燃番号、JIS規格、ロット番号等の情報が印字されている場合が多い。

これらの情報を、メーカー等のDBと照合することで石綿含有の有無が判断できる。



事前調査(書面及び現地)結果様式

“アスベスト有無事前調査詳細表”で検索

アスベスト有無事前調査 詳細表															資料番号	ページ数
【対象物件】	施設名	建物構造			☐ S造 ☐ SRC造 ☐ RC造 ☐ 木造 ☐ その他			【調査】	調査の種類	1. 石棉障害風速測定に基づく事前調査 2. その他の調査						
	竣工年								建物用途 (敷地用途等)	調査期間		一次調査(書面調査)		二次調査(現地調査)		
	所在地	工作物	☐ 事務所 ☐ 工場/倉庫 ☐ 病院/診療所 ☐ 公共施設 ☐ 店舗 ☐ その他		実施者	調査内容			アスベスト調査結果		調査内容		アスベスト調査結果			
	階数															
底面面積																

No.	階数	調査名	調査1)	一次調査(書面調査)					二次調査(現地調査)					結果				
				材料名2)	商品名2)	メーカー名2)	石綿の有無	石綿の種類3)	判断根拠4)	添付資料5)	適合性 確認	気づき事項6)	写真番号7)	試料番号8)	採取位置9)	判断根拠4)	添付資料5)	石綿の有無
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし									☐ あり ☐ なし		
			☐ アスベスト ☐ その他				☐ あり ☐ なし											

事前調査(書面及び現地)結果様式

アスベスト有無事前調査 詳細表															資料番号		ページ数																											
【対象物件】		施設名		建物構造		☐ S造 ☐ SRC造 ☐ RC造 ☐ 木造 ☐ その他		【調査】		調査の種類		1. 石棉障害風険調査2条に基づく事前調査		2. その他の調査																														
竣工年		所在地		建物用途 (施設種別等)		☐ 事務所 ☐ 工場/倉庫 ☐ 病院/診療所 ☐ 学校/病院 ☐ 公共施設 ☐ 店舗 ☐ その他		調査期間		一次調査(書面調査)		二次調査(現地調査)																																
階数		底床面積		工作物		☐ ボイラー ☐ タービン ☐ 化学プラント ☐ その他		実施者																																				
一次調査(書面調査)															二次調査(現地調査)															結果														
№	階数	部屋名	評価1)	資料名2)	商品名2)	メーカー名2)	石綿の有無	石綿の種類	判断根拠4)	添付資料5)	適合性 確認	気づき事項6)	写真番号7)	試料番号8)	採取位置9)	判断根拠4)	添付資料5)	石綿の有無	石綿の種類	レベ ル																								
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳										☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳																									
			☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ その他				☐ 未詳 ☐ 未詳 ☐ 未詳	☐ 未詳 ☐ 未詳 																																				

事前調査（書面及び現地）結果様式

**設計図書等から
建屋各部に使用されている
建材の種類等を調査**

**書面調査での
石綿の有無を記入**

**現地調査の
結果を記入**

**書面調査、現地調査
の結果を統合し、
石綿の有無を判断**

No.	階数	部屋名	部材1)	一次調査(書面調査)			二次調査(現地調査)					結果				
				材料名2)	商品名2)	メーカー名2)	石綿の有無 (3)	判明 根拠4)	添付資料5)	写真番号7)	試料番号8)	採取位置9)	判断根拠4)	添付資料5)	石綿の有無 (3)	
			□石膏 □セメント □木材				○あり □なし									

**書面調査、現地調査を実施しても
石綿含有の有無について判断がつかない場合は
分析調査を実施するか、石綿含有とみなす必要がある**

現地調査結果の記録（個票）

現地調査結果を行った場合は、調査単位（通常は1部屋）ごとに個票を作成する。

< OOビル >

階	： P42F	室名	： EV機械室	部位	： 天井	材料	： 吹付けRW (乾式・半乾式)	厚さ	： 15mm
劣化度	： 劣化	備考	： -						(採取) 目視
メモ	①採取は契約採取個数の関係で同一と目視判断した場合は階代表箇所とした(以下同じ)。 ②天井の吹付け材は右端含有吹付けロックウール(乾式・半乾式)、ドア近辺に50cm ² の剥落箇所および全体に付着力の低下(浮き)が見られる。CH=2,760。								

“メモ”欄には
吹付材の使用状況
や状態等、調査者
が確認した事項を
記載する

凡例：◆天井から採取・◇目視、▲壁から採取・△目視、■()から採取、→進入路

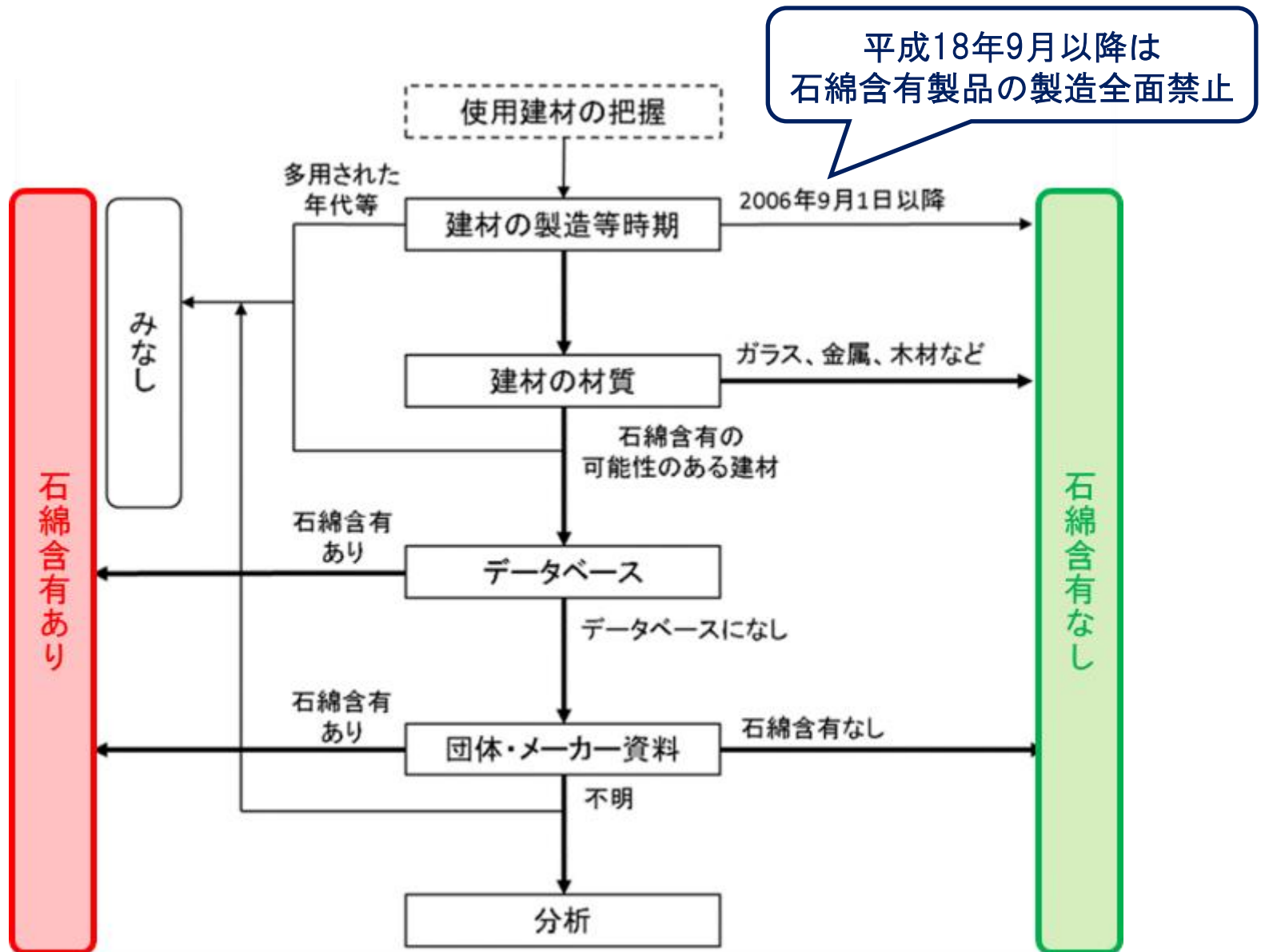


見取図や写真等を
添付する等により
客観的かつ分かり
易く記載する

専門の調査機関からの報告例

令和 〇年 〇月 〇〇日 報告書No. 〇〇〇〇			
株式会社〇〇〇建設 殿			
石綿含有建材有無に関する事前調査等結果報告書			
貴社より委託を受けたアスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。			
委託業務名： 〇〇〇〇〇アスベスト調査診断業務		(会社名) 〇〇〇〇株式会社 (代表者名) 〇〇 〇〇 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇-〇〇	
調査の種類	1. 石綿則第3条及び大防法第18条の15に基づく事前調査 2. その他の調査		
調査期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
調査責任者	(氏名) 〇〇 〇〇		
	(資格名等) 特定建築物石綿含有建材調査者 (登録番号) 〇〇〇〇		
	(所属) 〇〇〇〇株式会社 Tel 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
分析者	(氏名) 〇〇 〇〇		
	(資格名等) 公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者		
	(所属) 株式会社〇〇〇〇 Tel 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
対象物件概要	施設名	〇〇〇〇センター	
	竣工年	竣工昭和62年 改修平成16年	文書記録 設計図書・竣工図書・維持保全記録等
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇〇 (住居表示)	
	分類	建築物	工作物
	規模	〇階建て 延床面積 〇〇〇.〇㎡	屋内工作物・屋外工作物
	建物構造	S造・SRC造・RC造 木造・その他 ()	
	用途	・事務所 ・工場/倉庫	電力・石油/ガス・化学プラント

石綿含有の判断の流れ



事前調査者の資格

◆事前調査を実施できる者（令和5年10月～）

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
 - ※一戸建て住宅、共同住宅に限定
- 令和5年9月までに、日本アスベスト調査診断協会に登録された者

特定は講義11時間
と実技研修
一般は講義11時間
一戸建ては講義7時間
各講義後に試験あり

滋賀県では建設業労働災害防止協会が石綿含有建材調査者の講習を開催している

事前調査結果の記録等

- 事前調査結果の記録は3年間保存義務あり
- 調査結果の写しは現場に備付け、また、調査概要を工事現場の見やすい箇所に掲示する必要がある
- 調査結果の記録項目
 - 事業者名称、所在地、工事名称、所在地、概要
 - 事前調査の実施、終了年月日
 - 工事対象の建築物等の着工日、構造
 - 事前調査の対象部分、調査方法
 - 調査結果（石綿含有の有無）

事前調査結果揭示用看板

石綿（アスベスト）の使用状況の調査結果

大気汚染防止法第18条の17第4項の規定に基づく表示

石綿障害予防規則第3条第3項の規定に基づく表示

事業場の名称	〇〇産業株式会社 〇〇工場	建築物等の種別	工場
調査の方法	☒ 設計図書等の資料の確認（主な書類の名称：設計図書） ☒ 現場での目視確認 ☒ 建材分析による確認（JIS法による定性分析・JIS法による定量分析） ☐ その他（ ）		
調査箇所	1～3階 天井・壁・床	発注者からの通知	有り（設計図書）
調査の結果	☒ 石綿建材は使用されていませんでした。 ☐ 特定工事に該当しませんが、その他の石綿含有建材が使用されています。 （手ばらし、散水等を徹底し、適切に解体等工事を行います。） ☐ 特定工事に該当する石綿建材が使用されています。 （監督官庁へ届出を行い、適切に飛散防止措置を講じた上で除去します。） 【使用されている石綿（含有）建材の種類】（使用箇所） ☐ 吹付け石綿（ ） ☐ 石綿含有保温材（ ） ☐ 石綿含有断熱材（ ） ☐ 石綿含有耐火被覆材（ ） ☐ その他の石綿含有建材（ ）		
調査終了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	発注者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査者（受注者）	株式会社〇〇興業 代表取締役 〇〇 〇〇	受注者連絡先	〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇 045-210-〇〇〇〇
分析者	〇〇分析株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	分析者氏名	〇〇（Aランク認定分析技術者）

事前調査結果の報告

従来からレベル1、2の石綿含有建材の撤去工事等を行う場合、所轄労働基準監督署へ計画届等の提出が必要であったが、レベル3の石綿含有建材の撤去工事等については特段の報告制度は存在しなかった。

今般の規則改正により、令和4年4月1日以降、石綿含有を問わず、以下の工事を行う場合、事前調査結果について報告（オンライン報告を基本とする）を行う必要がある。

- 解体部の床面積80㎡以上の建築物解体工事
- 請負金額100万円以上の建築物改修工事
- 請負金額100万円以上の工作物解体、改修工事

石綿含有建材のレベル区分

- レベル 1 … 吹付材

除去作業時の飛散防止対策として
隔離養生が必要



- レベル 2 … 保温材

除去作業時の飛散防止対策として
隔離養生、部分養生が必要



- レベル 3 … 成形材

除去作業時の飛散防止対策として
切断、破砕等以外の方法による手ばらしによる作業が必要



レベル 1 建材の除去工法

- ① 事前清掃
- ② 資格者の選任（作業主任者、特別教育）
- ③ 壁、床面に養生シート設置（床面は2重）
- ④ 開口部、固定設備類への養生
- ⑤ セキュリティゾーンの設置
- ⑥ 負圧集じん機等、機材、薬剤等の搬入
- ⑦ 個人用保護具（電動ファスマスク、保護衣）
- ⑧ 飛散抑制剤の散布（作業前、後）
- ⑨ 手工具ケレン作業
- ⑩ 作業前、中、後に作業環境測定
- ⑪ 清掃、廃棄、養生撤去

レベル 2 建材の除去工法

- ① 事前清掃
- ② 資格者の選任（作業主任者、特別教育）
- ③ 配管保温材の石綿含有部にグローブバッグ等による部分養生、作業範囲が広範囲の場合は全体に隔離養生（セキュリティゾーンも）
- ④ 個人用保護具（電動ファン他、保護衣）の装着
- ⑤ 部分養生内に飛散防止剤、工具等を入れる
- ⑥ 飛散防止剤を散布（作業前、後）
- ⑦ 配管の外装等を撤去後、保温材を手ばらし
- ⑧ 石綿含有材を養生内で集積、切り離し、密閉
- ⑨ 清掃、廃棄、養生撤去

レベル 3 建材の除去工法

- ① 事前清掃
- ② 資格者の選任（作業主任者、特別教育）
- ③ 個人用保護具（電動ファン他、保護衣）の装着
- ④ 石綿含有成形材（屋根材、スレート、ケイカル板、石膏板等）に散水等行い、湿潤化する
- ⑤ 石綿含有建材の固定を解除し、破砕、切断する部分を最小限に、手ばらし撤去する
- ⑥ 対象がケイカル板第1種で切断、破砕等する場合は、簡易隔離養生が必要
- ⑦ 清掃、廃棄、養生撤去

建設工事に係る計画届

レベル1、2材の撤去、囲込み、封込め工事を行う場合は、事前調査報告に加え、工事開始の14日前までに工事場所を管轄する労働基準監督署に工事計画の届出を行う必要があること。

大気汚染防止法による届出も、工事場所を管轄する滋賀県環境事務所等に行う必要がある。

建設工事（計画届）

機 械 等 設 置・移 転・変 更 届			
事業の種別	建設工事業	事業場の名称	労働基準監督署の管轄区域
計 画 地	工事の事業場の所在地（〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇）		
計画の概要			
設備、又は取り扱う物質及びその数量等に該当する労働機械	機 械 名	数 量	変更の有無 原 則 変 更
事業場の名称	事業場の所在地	年 月 日 大正 年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	工事機械予定 年 月 日	年 月 日

令和〇〇年 〇月 〇日
所 属 地 名
労働基準監督署
事業主の氏名 姓 名 氏 名
代表者の氏名 姓 名 氏 名
代表者の氏名 姓 名 氏 名

労働基準監督署 印

レベル1, 2建材除去工事の規制強化

- 隔離養生内の負圧集じん機を移動させる等の何らかの変更を加えた場合、排気口からの石綿等の漏出の有無を点検する（デジタル粉じん計で測定）
- 作業中断時、セキュリティゾーンの前室において負圧が維持されているか点検する（作業者が集中して隔離養生内から退出するタイミングで負圧を測定する）
- 除去作業終了後、石綿作業主任者、石綿含有建材調査者により、取り残しの有無を目視により確認する

仕上塗材の除去作業

石綿を含有する仕上塗材（外壁用仕上塗材、下地調整材等）の除去工事については、従来はレベル1対応として計画届の対象であったが、令和3年4月以降は届出対象から除外された。

通常、仕上塗材の除去作業は、剥離剤散布後、手工具によるケレン工法で行われることが多いと思われるが、グラインダー等の動力工具を使用する場合は、作業場所の簡易養生（負圧集じん機の設置は不要）、湿潤化（もしくは集じん機能付きグラインダーの使用）が必要となる。

レベル3建材の飛散防止対策

石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル材等）の除去作業は、**切断、破砕を伴わない方法**（釘、ボルトを取り外し、手ばらしによる作業等）により行う必要がある。

止むを得ず、切断、破砕により除去を行う場合には、**湿潤化、簡易養生**（ケイカル板のみ、負圧集じん機は不要）を施した上で作業を行う。



屋根材への対応

屋根材についても、陶器瓦を除き、スレート瓦やセメント瓦等、石綿含有の可能性があるため、施工前に石綿含有の調査が必要。調査の結果、含有の有無が判断できず、分析を行わない場合は、含有とみなす必要があること。

石綿が含有している場合、レベル3建材に分類されるため、切断、破砕等を極力行わず施工する必要がある。屋根上から地上に撤去後の建材を放り投げる等によっても破砕、石綿飛散の可能性が想定されるため、避けるべきこと。

切断、破砕等を行う場合は、湿潤化等の飛散防止措置を講じた上で行う必要があること。

作業主任者、特別教育

石綿含有建材（建材レベル問わず、みなしを含む）を撤去する作業を行う際は、**石綿作業主任者**の資格を有する者の中から、作業主任者（通常1名）を選任する必要がある。

作業主任者を選任した場合は、名前を記した掲示物を設置する必要がある。

また、石綿含有建材の撤去作業に従事する**個々の作業**者は、**特別教育**を修了している必要があること。

滋賀県内では、石綿作業主任者技能講習は、労働基準協会、建災防滋賀県支部で開催。

個人用保護具

石綿撤去作業に従事する作業者は、呼吸用保護具を着用する必要がある。特に、吹付石綿の除去作業を行う場合は、電動ファン付呼吸用保護具が必要となる。

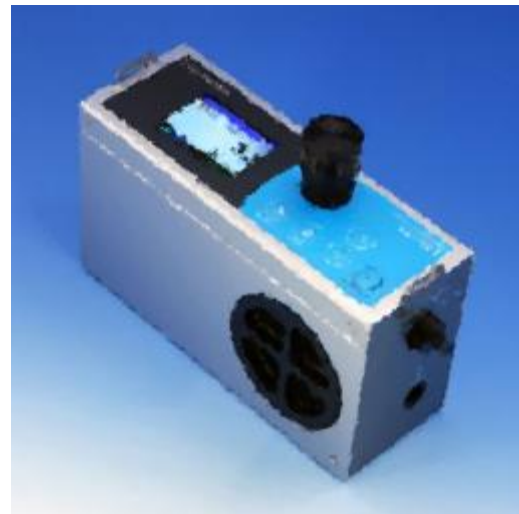
また、石綿含有建材（レベル問わず）を切断、破砕等する場合は、作業者は保護衣（タイベック等）を着用しなければならない。



作業環境測定等

レベル 1 建材の除去工事の際は、施工前、中、後に作業環境、敷地境界等の石綿濃度測定（作業環境測定）を行う必要がある。

また、除去作業中は、負圧集じん機の排気口において、デジタル粉じん計を稼働させる等により、石綿漏洩の有無を確認する必要がある、



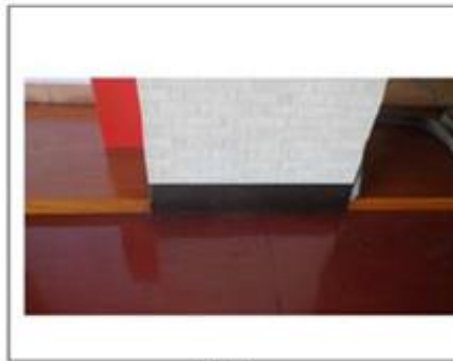
写真等による作業記録

石綿除去作業の状況は写真に収め、記録を作成し、3年間保存する必要がある。



3ロビー

床 確認



3ロビー

巾木 確認



3ロビー

壁 確認



3ロビー

壁 確認



3ロビー

天井 確認



3ロビー

ふところ 確認

石綿関係労働者の作業記録

石綿除去等作業を行った場合は、以下の事項を記録し、石綿作業に従事しなくなった日から40年間保存する必要がある。

- 労働者の氏名
- 従事した作業の概要、従事期間
- 事前調査結果（システム報告内容と同等）
- 作業の実施状況の写真、記録
（保護具の着用状況等）
- 石綿に著しく汚染される事態が生じた際の概要、応急措置

石綿工事等における掲示物

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。			
調査方法 (調査年月日)	平成 年 月 日	作業期間	平成 年 月 日 平成 年 月 日
平成 年 月 日(表示日)			
施工事業者名: _____			
現場責任者氏名: _____			

石綿（アスベスト）の使用状況の調査結果			
大気汚染防止法第18条の17第4項の規定に基づく表示 石綿障害予防規則第3条第3項の規定に基づく表示			
事業場の名称	〇〇産業株式会社 〇〇工場	建築物等の種別	工場
調査の方法	☒ 設計図書等の資料の確認 (主な書類の名称: 設計図書) ☒ 現場での目視確認 ☒ 建材分析による確認 (JIS 法による定性分析 ・ JIS 法による定量分析) ☐ その他 ()		
調査箇所	1～3階 天井・壁・床	発注者からの通知	有り(設計図書)
調査の結果	☒ 石綿建材は使用されていませんでした。 ☐ 特定工事に該当しますが、その他の石綿含有建材が使用されています。 (手ばらし、放水等を徹底し、適切に解体等工事を行います。) ☐ 特定工事に該当する石綿建材が使用されています。 (監督官庁へ届出を行い、適切に飛散防止措置を講じた上で除去します。) 【使用されている石綿(含有)建材の種類】(使用箇所) ☐ 吹付け石綿 () ☐ 石綿含有保温材 () ☐ 石綿含有断熱材 () ☐ 石綿含有耐火被覆材 () ☐ その他の石綿含有建材 ()		
調査終了年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	発注者	〇〇産業株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
調査者(受注者)	株式会社〇〇興業 代表取締役 〇〇 〇〇	受注者連絡先	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇 045-210-〇〇〇〇
分析者	〇〇分析株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	分析者氏名	〇〇 (Aランク認定分析技術者)

建設リサイクル法届出済			
受付日	年 月 日	見 本	
受付機			
受付番号	第 号		



石綿工事に関する規制早見表(工事開始前)

令和8年1月1日から必要

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●	●	
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※3	●※3	●※3

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

石綿工事に関する規制早見表(工事開始後)

主な規制内容	作業の種類			
	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	● ³

石綿総合情報ポータルサイト

「石綿障害予防規則」が改正され、 今まで以上に石綿対策が強化されます。

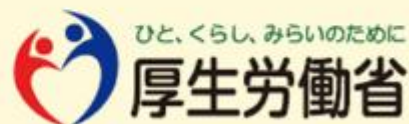
「石綿障害予防規則」の改正にともない、石綿に関する規制の内容をできるだけ多くのみなさまに周知するため、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しました。

適切な石綿対策に役立つ情報や石綿関係法令のさまざまな情報を今後も掲載しますので、ぜひご覧ください。

改正内容の詳細については
こちらのQRコードから
専用ホームページを
ご覧ください。



www.ishiwata.mhlw.go.jp



オンライン事前調査結果報告

事前調査結果報告は、原則、「石綿事前調査結果報告システム」により行うが、まず「g B i z | D」への登録が必要になる。

※「g B i z | D」にはプライムとエントリーの2種類のグレードが存在するが、手続きが簡易なエントリーでも報告に特段の問題はない。

石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

紙媒体での報告も可能

石綿事前調査結果報告は、前述のとおり、オンラインでの報告を基本とするが、紙媒体での報告を行うことも可能であること。

報告は、工事場所を管轄する労働基準監督署および大気汚染防止法所管官庁（環境事務所、大津市役所）に対して行う必要がある。

オンライン報告の場合、1回の入力で両者に対して報告が行われることになるが、紙媒体での報告の場合は、それぞれの窓口を持参する必要があること。

オンライン報告に必要な機材等

オンライン報告はP Cからだけではなく、スマートフォン、タブレット等からも可能。

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	 パソコン	 スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS(iPadOS) / Android OS	
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など	

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

GビズIDの取得

エントリーで必要十分

どちらかのGビズIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ

支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ

報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはGビズIDを利用します。GビズIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

GビズIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>



デジタル庁 GビズID ヘルプデスク

0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く

GBizIDは複数の行政手続に使用可

GビズID クイックマニュアル gBizID エントリー編 ver1.6 2021年9月

GビズIDについて

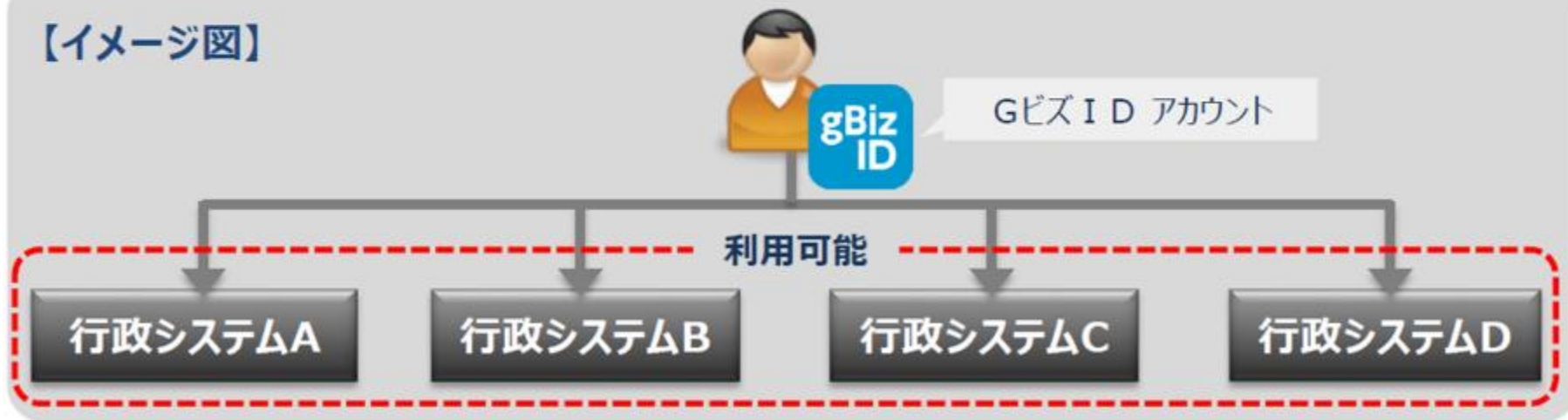
GビズIDの概要を説明します。

● GビズIDの概要

GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

石綿システムその他、
50以上の行政システムに
アクセスし、利用可能

【イメージ図】



GBizIDのアカウントは3種類

●アカウント体系

GビズIDには次の3種類のアカウントがあります。

エントリーで必要十分
後からプライムへ
変更することも可能



1

gBizIDエントリー

オンラインで即日作成可能なアカウント



変更可

gBizIDプライム

印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則2週間以内）ののち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

2



gBizIDメンバー

組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント
gBizIDプライムが許可したサービスのみ利用できる



※法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ作成可能

GBizIDへのアクセス

GBizID

ホーム

手続きガイド

サポート

アカウント作成

行政サービス一覧

ログイン

[ホーム](#) > GBizIDアカウント申請

GBizIDアカウント申請

申請するアカウント種別を選択してください

GBizIDアカウントには、利用できる行政サービスに制限のない「プライムアカウント」と、限定的な行政サービスのみの利用に絞った、簡易的な「エントリーアカウント」が用意されています。



**プライムアカウントでは
GBizIDのすべての機能が無償でご利用いただけます**

GBizIDは無償で利用できますので、補助金の申請をはじめとした各種電子申請など、GBizIDのすべての機能を利用できる、プライムアカウントの利用をおすすめします。

**メールアドレス等を入力し、
エントリーで登録**

簡易アカウント

GBizIDエントリー

主に行政サービスの閲覧などが
利用できる簡易アカウント

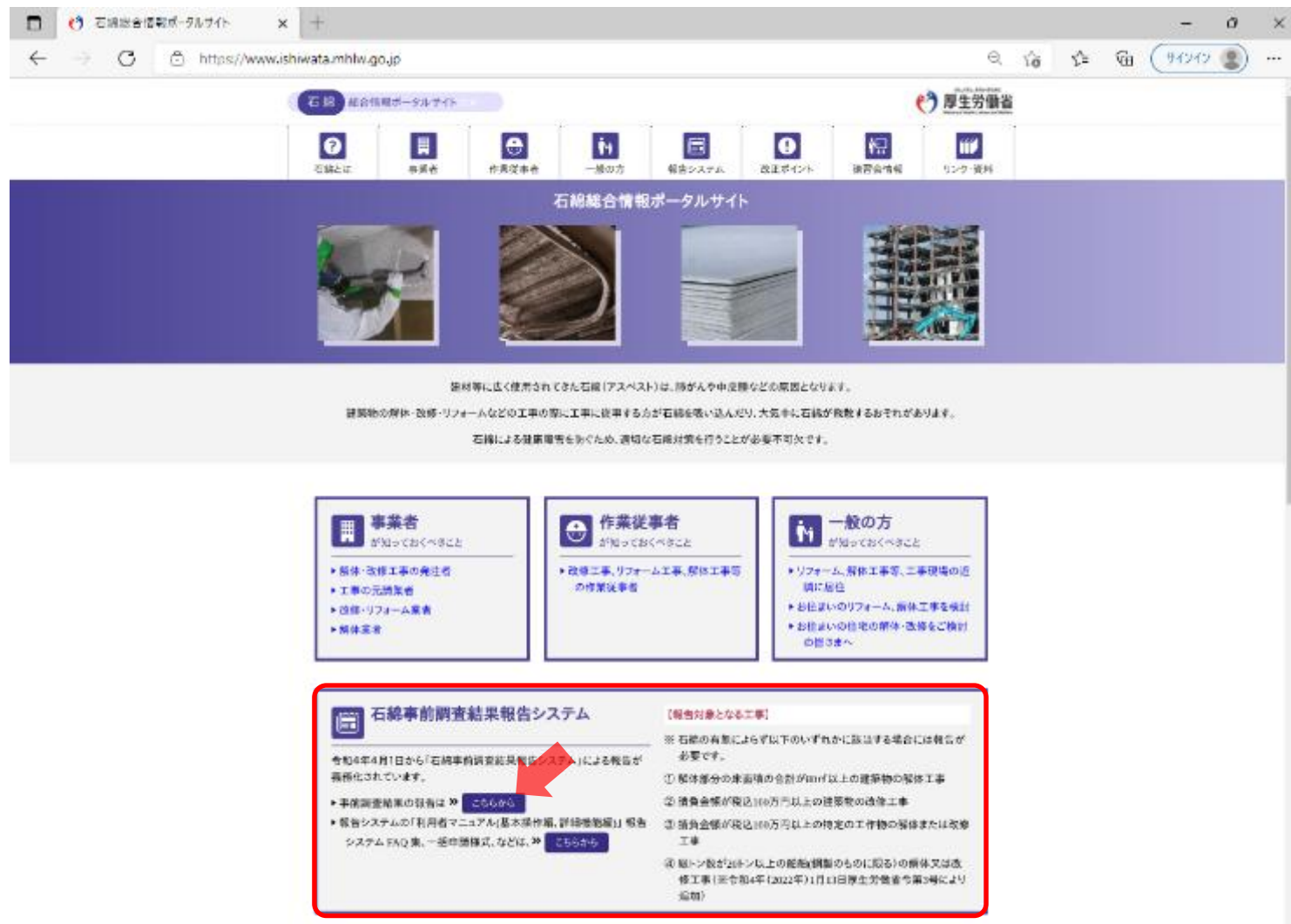
標準アカウント

GBizIDプライム

GBizID

検索

石綿報告システムへのアクセス



The screenshot shows the homepage of the Asbestos Information Portal Site. The browser address bar displays <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>. The site features a navigation menu with icons for various functions. Below the menu, there are four images representing different aspects of asbestos: a person in protective gear, a close-up of asbestos material, a stack of asbestos sheets, and a building under renovation. A central text block explains the risks of asbestos and the need for reporting. Below this, there are three boxes for different user groups: Business Owners (事業者), Workers (作業従事者), and General Public (一般の方). At the bottom, a red box highlights the '石綿事前調査結果報告システム' (Asbestos Pre-survey Result Reporting System) section, which includes a red arrow pointing to the 'こちらから' (From here) link for business owners.

石綿総合情報ポータルサイト

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント 調査依頼情報 リンク集

石綿総合情報ポータルサイト

建材等に広く使用されてきた石綿（アスベスト）は、肺がんや中皮腫などの原因となります。
建築物の解体・改修・リフォームなどの工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が散らばるおそれがあります。
石綿による健康被害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。

事業者 知っておくべきこと

- ▶ 解体・改修工事の発注者
- ▶ 工事の元請業者
- ▶ 改修・リフォーム業者
- ▶ 解体業者

作業従事者 知っておくべきこと

- ▶ 改修工事、リフォーム工事、解体工事等の作業従事者

一般の方 知っておくべきこと

- ▶ リフォーム、解体工事等、工事現場の近隣に居住
- ▶ お住まいのリフォーム、解体工事を検討
- ▶ お住まいの自宅の解体・改修をご検討の際はまへ

石綿事前調査結果報告システム

令和4年4月1日から「石綿事前調査結果報告システム」による報告が義務化されています。

- ▶ 事前調査結果の報告は [こちらから](#)
- ▶ 報告システムの「利用者マニュアル（基本操作編、詳細操作編）」報告システムFAQ集、一紙申請様式、などは、 [こちらから](#)

【報告対象となる工事】

※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 躯体部分の床面積の合計が10㎡以上の建築物の解体工事
- ② 積算金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 積算金額が税込100万円以上の特定の工作物の修繕または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（帆船のものに限る）の解体又は改修工事（※令和4年（2022年）1月13日厚生労働省令第5号により追加）

石綿ポータルサイト

検索

GBizIDで石綿システムにログイン

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大



お知らせ一覧

ヘルプ

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GBizIDでログイン

初めての方はこちら

GBizIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GBizID）により事前にアカウントを作成する必要があります。

GBizIDをお持ちでない方は「GBizIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

（GBizIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

お問い合わせについて

石綿報告システムトップ画面

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

厚生労働省 環境省
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

トップ

新規申請	下書き一覧
一括申請	申請一覧

事前調査結果を報告する場合は「新規申請」をクリック

- ▶ 一括申請の様式(Excel)は[こちら](#)からダウンロードできます
- ▶ 工事揭示文書（解体等工事に係る事前調査説明書面等）の出力ツールは[こちら](#)からダウンロードできます
- ※ 使用方法については利用者マニュアル（メニュー「ヘルプ→システムマニュアル」）を参照ください

下書き保存件数
0 件

当月の申請件数
0 件

元方事業場情報を入力

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ ヘルプ お問い合わせ

新規申請

新規申請 > 元方（元請）入力

- 1 元方入力
- 2 請負入力
- 3 調査入力
- 4 申請（確認）
- 5 申請（登録）

工事に関する基本情報

申請区分 **必須**

- ☒ 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
- ☒ 大気汚染防止法

特別な場合を除き、申請区分のチェックは外さないでください。

元方（元請）事業者情報

事業者の名称 **必須** 例）厚労建設株式会社東京支店
全角（半角は英字のみ可）

代表者氏名 例）東京支店長 石綿 太郎
全角（半角は英字のみ可）

事業者の住所

郵便番号 **必須** 123 - 1234 **検索する** 郵便番号が不明な方はこちら

半角

②請負事業者の入力

③事前調査結果の入力

④申請（確認）

下書き保存

トップ画面に戻る

下にスクロールして
以下の情報を入力する

- 元方事業場情報
- 工事発注者情報
- 工事現場情報
- 建築物概要
- 調査者、分析者等情報

下請事業場情報を入力

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

厚生労働省 環境省
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

新規申請

新規申請 > 請負入力

① 元方入力 ② 請負入力 ③ 調査入力 ④ 申請(確認) ⑤ 申請(登録)

請負事業者に関する事項

石綿に関する作業を請け負っている事業者がいる場合に、石綿作業に係る全ての請負事業者について入力してください。

①元方(元請)事業者の入力
②事前調査結果の入力
③申請(確認)
下書き保存
トップ画面に戻る

クリックして下請事業場の入力フォームを呼び出す

+ 請負事業者の追加

工事を請け負っている事業者の一覧

請負事業者情報

事業者の名称 必須	例) 株式会社厚生環境産業 全角(半角は英字のみ可)
労働保険番号 必須	☐ 元方(元請)事業と同じ 99 - 9 - 99 - 999999 - 999 半角 ☐ なし(又は不明)
請負事業者の住所	

下にスクロールして下請事業場の情報を入力する

各建材の事前調査結果を入力

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 一部申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ一覧 ヘルプ お問い合わせ

新規申請

新規申請 > 調査入力

① 元方入力 ② 調査入力 ③ 申請(確認) ④ 申請(登録)

事前調査の結果及び 予定する石綿の除去などに係る措置の内容

材料種類ごとの石綿含有の有無と措置

解体・改修の対象にそれぞれの材料が含まれる場合に当該材料の種を記入してください。
当該材料が使用されていない、又は解体・改修の対象ではない場合、当該材料種の記入は不要です。
例：当該材料があり、解体又は改修予定だが、石綿は無い場合⇒石綿含有「無」を選択
例：当該材料がないor解体・改修の対象ではない場合⇒当該建材の入力は不要

作業対象の材料種類（名称）

既付け材

石綿含有の有無 ① ☐ 有 ☐ みなし ☐ 無

含有無しと判断した根拠 ☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書（4を除く。） ☐ 3: 分析
☐ 4: 建築材料等の製造者による証明 ☐ 5: 建築材料等の製造年月日

作業の種類 ☐ 除去 ☐ 封じ込め ☐ 囲い込み

切断等の有無 ② ☐ 有 ☐ 無

作業時の措置 ③ ☐ 負圧隔離 ☐ 隔離（負圧なし）
☐ 密閉化 ☐ 呼吸用保護具の使用

保温材

石綿含有の有無 ④ ☐ 有 ☐ みなし ☐ 無

含有無しと判断した根拠 ☐ 1: 目視 ☐ 2: 設計図書（4を除く。） ☐ 3: 分析

①元方（元
請）事業者の
入力

②請負事業者
の入力

③申請
（確認）

下書き保存

トップ画面
に戻る

建材ごとの入力事項

- 石綿含有有無
- 判断根拠
- 作業の種類
- 切断等の有無
- 隔離等の措置

下にスクロールして
該当する建材に対する
事前調査結果を入力

全ての事項を入力し手続きを完了

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省 環境省

トップ 新規申請 既申請 トピックス 申請 印刷

お問い合わせ ヘルプ お問い合わせ

新規申請

既申請 > 申請 (確認)

- ① 元方
入力
- ② 調査
入力
- ③ 調査
入力
- ④ 申請
(確認)
- ⑤ 申請
(登録)

申請内容確認

入力内容を確認し、誤りがない場合は画面右下の「申請を完了する」ボタンをクリックしてください。
終了する場合は、①元方(元請)事業者の入力、②調査事業者の入力、③事前調査結果の入力をクリックして内容の修正を行ってください。

申請を完了する

①元方(元請)事業者の入力
②調査事業者の入力
③事前調査結果の入力
ト書き保存
トップ画面に戻る

完了ボタンをクリック
手続きを終了させる

石綿事前調査結果報告システム

利用規約

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.
Copyright Ministry of the Environment, Government of Japan. All rights reserved.

登録完了により申請IDが発行

石綿事前調査結果報告システム

文字サイズ 小 **中** 大

厚生労働省 環境省
Ministry of Health, Labour and Welfare Ministry of the Environment

トップ 新規申請 一括申請 下書き一覧 申請一覧 お知らせ ヘルプ お問い合わせ

新規申請 > 申請完了

新規申請

1 入力 2 入力 3 入力 4 (確認) 5 (登録)

登録が正常に完了しました。

申請IDは「2200000053」です。
登録内容については、申請一覧画面にて確認をお願いいたします。

トップ画面に戻る 申請一覧画面に戻る

石綿事前調査結果報告システム

利用規約

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Rights reserved.
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

工作物石綿事前調査者 資格の新設

工作物石綿事前調査者

従来、工作物については、事前調査自体は行う必要があり、電子申請による結果報告も必要であったが、事前調査実施者に特段の資格を求めているなかった。

令和8年1月1日以降に着工する工作物（特定工作物に限る）について事前調査を行う場合、新設された、工作物石綿事前調査者の有資格者でなければ調査を行うことができないもの。

特定工作物以外の工作物については、工作物石綿事前調査者に加え、一般、特定建築物石綿含有建材調査者等も調査を行うことが可能。

工作物の種類と調査資格

区 分	対象工作物	事前調査の資格(下記のいずれか)
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号、一部改正令和5年厚生労働省告示第89号)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑤ 焼却設備 ⑥ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ⑦ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑧ 変電設備 ⑨ 配電設備 ⑩ 送電設備(ケーブルを含む。)	工作物石綿事前調査者
	⑪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記(①～⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

工作物石綿事前調査者講習

工作物事前調査者の資格を取得するためには、**工作物事前調査者講習**（合計11時間）を受講する必要がある（建築物石綿含有建材事前調査者の資格を所持している場合は、講習科目の一部免除を受けることができる場合がある）。

滋賀県内では、現状、公益社団法人滋賀労働基準協会（滋賀県大津市打出浜13-15）のみが講習を開催していること。